

第五十八回国会
衆議院

沖繩及び北方問題等に関する特別委員会議録 第十四号

昭和四十三年五月九日(木曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 床次 徳二君

理事 上村 千一郎君

理事 小 沢 恵三君

理事 川崎 寛治君

理事 永末 英一君

大村 襄治君

古屋 亨君

山田 久就君

帆足 計君

齋藤 実君

出席國務大臣

(國務大臣
官) 總理府總務長 田中 龍夫君

出席政府委員

總理府總務副長 八木 徹雄君

總理府特別地域
連絡局參事官 加藤 泰守君

防衛庁防衛局長 穴戸 基男君

厚生省保險局長 梅本 純正君

厚生省年金局長 伊部 英男君

氣象庁次長 増田 誠三君

委員外の出席者

總理府特別地域
連絡局監理渡航
課長 守谷 道夫君

法務省民事局第
三課長 住吉 君彦君

大蔵省主計局主
計官 原 徹君

大蔵省主税局総
務課長 中橋敬次郎君

文部省初等中等
教育局審議官 佐藤 薫君

農林大臣官房調
査官 結城 庄吉君

農林省農地局管
理部農地課長 小山 義夫君

水産庁漁政部長 岩本 道夫君

運輸省海運局參
事官 野村 一彦君

運輸省航空局飛
行場部長 梶田 久春君

労働省労働基準
局労働管理課長 桑原 敬一君

労働省職業安定
局失業保險課長 増田 一郎君

自治省行政局行
政課長 林 忠雄君

自治省財政局財
政課長 首藤 堯君

五月九日

依田圭五君が議長の指名で委員に補欠選任され
た。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会に関する件

参考人出席要求に関する件

小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置
等に関する法律案(内閣提出第一〇四号)

○床次委員長 これより会議を開きます。
参考人出席要求に関する件についておはかりい
たします。

小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置
等に関する法律案審査のため、来たる十五日水曜
日、参考人の出席を求め、意見を聴取することに
いたしました。存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○床次委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。
なお、参考人の意見聴取は、連合審査会におい
て聴取することとし、参考人の人数及び人選等に
つきましては、委員長に御一任願いたいと思いま
すが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○床次委員長 御異議なしと認めます。よって、
さよう決しました。

○床次委員長 小笠原諸島の復帰に伴う法令の適
用の暫定措置等に関する法律案を議題とし、審査
を進めます。
質疑の申し出がありますので、これを許しま
す。質疑登壇。

○箕輪委員 小笠原の返還に伴いまして、現島民
及び帰島する旧島民の生活の安定について、若干
お尋ねしたいと思ひます。
この法律を読んでみましても思ひますこと
は、現住民の住宅敷地等について法定賃借権を設
定いたしておりますが、土地所有権者の境界確認
はどのようにして行なうつもりでおりますか。ま
ずそれを聞きたいと思ひます。

また、正当所有権者が法定賃借権に不服な場合
は、国に対して補償などの要求ができるかどうか。
これらを含めまして、政令の考え方を尋ねたい
と思ひます。

○加藤(憲)政府委員 お答えいたします。
戦前におきます土地所有権の帳簿、登記簿でござ
います。それは戦火で焼失してございますので、
現在登記簿そのものはないわけでございます。が、
現存する土地台帳と公図がございまして、それ
をもとにいたしまして資料の整備をはかつて、
所有権の境界の確認をしていきたいというふう
に考えております。また、現在実施中の旧島民

の意識調査によりまして、土地関係の所有状況あ
るいは移転状況等についても調査をいたしており
ますので、その結果に基づきまして、いま申し上
げました土地台帳、公図等の資料とあわせまして、
十分確認をしまいたいというふうに考えて
おります。

それから、もちろん境界の確認につきましまして
は、今後実際に測量を実施したいというふうにい
うふうに思ひます。

そういうことで、関係者の申告等を考慮してい
けば、大体確認できるのではないかとこのように
考えております。

それから、旧所有者に対する賃借権設定の関係
での問題でございますが、その点につきましては、
アメリカの施政下におきます現島民の使用関係
は、一応アメリカ施政下においては合法的なもの
であったというふうに認められますので、それと
今度本土に復帰したときの本土法令に基づく所有
権との調整、こういうことになるわけでございま
す。そういう関係でございますので、その関係を調
整するために賃借権の設定という形で処理した
い、こういうことでございまして、直ちに補償
の問題等は出てまいらないと思ひますけれども、
ただ、何といたしまして、旧所有者が帰島し
ようという場合に、自分の土地が使えないという
状態が出てまいりますので、その点につきまして
は、国有地の貸し付けあるいは国有地との交換と
いうようなことで処理いたしまして、帰島の場合
の障害にならぬようにしたい、そういうふうに考
えております。

○箕輪委員 それでは、現地に進出するたとえば
国の小笠原総合事務所あるいは東京都の機関、そ
ういった現地進出の諸機関に住民が採用されるよ
うにこの法律で書かれておりますが、どの程度採
用されるに考えておりますか。もし採用され

なかつた場合、残る者があつたとする場合、これらの生活の安定措置をどのように考えておるか。

それから、小笠原がわが国の施政権下に入ってくることによつて、従来われわれが聞いておりましたところでは、約二百ドルくらいの月収がある、七万円ちよつとの月収がある。それらが、返ってくることによつて、むしろ現在の島民のアメリカの軍に働いている給料よりも少なくなるのではないかと。そうすると、従来より生活が苦しくなるのではないかと。そういうようなことも心配されるわけでありまして、それでも大体現地の進出の、国あるいは地方諸機関に吸収されて雇用される場合には生活は何とかやっていると。それではないかと思つたのですけれども、それらの点もあわせて、ひとつ御説明をいただきたいと思ひます。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。

先生のいま御指摘になりましたように、現在、現地島民の方の収入は多い方では二百ドル、大体平均百五十ドルくらいだつたと思ひます。そういう収入を今後いかにして確保していくかというところは非常に困難な問題だらうというふうに考えます。ただ、やはり本土とのバランスを考えてみますと、そこまではなかなかいかぬかもしれぬけれども、できるだけ本土の生活とのバランスが維持できるようにはかつていくことは当然だらうと思ふのですが、そのために政府関係機関、それから地方公共団体、その他の機関が現地に來られる場合には、できるだけ現地の方に就職の機会を与えようという意味で配慮してほしいという意味の規定を設けているわけでございます。それにどの程度の就職が可能かという点は、今後どの程度の規模の機関が設けられるかということにもかからんでまいらうと思ふのです。ただ、何しろたとえば氣象関係等非常に技術程度の高いところにはそういう知識のない方は就職できませんので、そういう技術的に程度の高い機関にはなかなかむずかしいと思ひますが、できるだけ就業指導、職業指導等をやります、就職の機会をできるだけ広げていきたい、そういうふうに考えております。

○箕輪委員 できるだけ就職の機会を上げてまいりたいという前向きな御答弁があつたわけであり

ますが、先ほどお尋ねしたとおり、できるだけ就職の機会を与えるように考えていきたいというだけではないに、施政権が実際に日本に返つてきて、日本の統治権が及ぶ状態になるその瞬間から失業者が出てくるようでは、これはたいへん困るだらうと思ふのです。収入の道がなくなつてしまふ。そういう問題も、国あるいは地方公共団体の出先機関に雇用者として吸収されなかつたような場合を考えますと、非常に現地の人たちは不安に思つたろうと私は考えるわけです。それらの人たちに對してどういうふうな措置していくか、これもあわせて御答弁願ひたいということを申し上げたのですが、答弁漏れになつてゐるからちよつと……。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。

現在五十七名の方が米軍に雇用されております。その中でどの程度政府関係機関あるいは地方公共団体の機関で雇用できるかという点は、先ほど申し上げましたようなことで、まだはつきり申し上げ得る段階ではございませんが、しかし、たとえば現地の方は非常に英語が得意でございますので、そういう特殊技能を生かして就職あっせん等は十分できるだらうというふうに考えるわけです。これはもちろん現地において英語を活用する機会というのはむしろ少ないかもしれませんが、本土においてはそういう機会も相当ふえるわけでございますので、そういうことも考えますれば、英語の能力等を活用する一つ一つの就職指導の道もあるわけでございまして、そういうことでさしあつて五十七名の方の就職の問題につきましては、いま失業保険あるいはこの法案で重要視しております駐留軍の離職者に対する措置法等によつてある一定期間はまかなえるわけでございまして、その間にいろいろ技術的な指導をして、十分その能力に合うような職業をあっせんしていくという努力はしていきたい、こういうふうに考えるわけでありまして。

○箕輪委員 厚生省にちよつとお尋ねしたいので

すが、非常に前向きな答弁をいただいたわけですが、非常に前向きな答弁をいただいたわけですが、

けれども、かつなお、雇用関係が結ばれないという心配が完全に消えたわけではないわけでありまして、そして、もしも雇用関係が結ばれない、また本土にも来る意思がないという人々で生活困窮者が生じた場合には、やはり本土並みあるいは特別でさらに考えていただいて、生活保護法の適用等が行なわれるかどうか伺ひたい。——厚生省からは来ておりますか。

○梅本政府委員 社会局長がお答えすべきでございますが、そういう生活困窮者が出た場合には、当然生活保護の適用になるものというふうに考えております。

○箕輪委員 文部省にひとつお尋ねしたいのですが、現地の島民はいままではほとんど教育に関しては何の不安も持っておりませんでした。ところが、今度復帰がなつたことによつて最も不安な問題の一つが教育だと聞いているわけでありまして、特にいまの子供さんたちや青年たちは日本語の教育を全然受けておりません。したがつて、日本語の特別教育ということが必要になつてくるわけでありまして、これらが本法の暫定措置と関連して、どのようにこれから日本語の特別教育というものを考えていくか、これを文部省からお答えをいただきたいと思ひます。

○佐藤説明員 おっしゃるとおり、教育の問題は非常に重大でありまして、全体の教育としては、当然日本国民に對するという観点から、日本国民と同じように全般を進めていくわけでありまして、先生のおっしゃるとおり、日本語が問題でありまして、その場合に、実際に日本語をだれが教えるかという問題になります。したがつて、いま私たちが考えておりますのは、たとえば小学校、中学校につきまして教員を配置する場合にも、普通とは違ひまして、相当手厚い配置をする必要があると思ひますが、そういう先生のお力をおかりしまして、当然、小中の生徒に對してはもちろんのこと、また、一般島民に對してもそういうことを進めたい。しかし、まだ具体的にどうするとい

うことについては、はつきりきめておりません。

○箕輪委員 まだ具体的にきめてないけれども、これはやはり早急にきめてもらわないと、現地の島民は全部心配をしておる問題だと思ひますので、早くおきめいただいた安心をさせていただきますと思ひます。

それから、やはり文部省に關連してお聞きいたしますが、いま小中学校のお話は出ましたが、御承知のとおり、高校以上になりますと、父島にはハイスクールがございません。また、カレッジもありません。そこで、中学校を出た人は、ほとんどグアム島あるいはハワイのほうまで行つて、いわゆる留学というかつこうで勉強されているようにあります。そこで、この人方が非常に心配なのは、日本に復帰した場合に、自分たちはハイスクールのほうに留学できない。しかも、ハイスクール、カレッジに通つてゐる学生さん方も、ほとんど学費がかかつていないのです。承りますと、父島の米軍の将校の添書か何かをもらつて、グアム、ハワイの向こうの将校の家庭にそのまま住まわせてもらつて、そのかわり、何か軽い労働ぐらい手伝うという条件、それで、学費もほとんどかからないで通つておりますが、自分たちは、日本に復帰した場合に、日本のハイスクールあるいはカレッジに通わなければいけなくなるであらう、その場合に、いま言つたように、百五十ドルないし二百ドル以上もらつておつた自分たちの生計も、そんなハイクラスの生計でなくなつてしまふだらう、それから、さらに、教育費も両親が出さなければならぬ、こういうふうになつてくると、勉強ができないのじゃないかという心配を持つてゐるかに聞かれています。これに對して、文部省はどのような対策を考えておられるか、御答弁いただきたいと思ひます。

○佐藤説明員 お答えいたします。

まず、ハイスクールでございますが、現在、グアム島には二十人おりますが、二年、三年生は卒業まで米軍が引き受けてくれるようでありまして、残つたのは一年生の十名でございます。なお、さ

らに、この六月に卒業します中学校の生徒十一名、合わせて二十一名の問題が当面の問題でございます。まず、その学校につきましましては、東京都とも話し合っておりますが、東京都の計画としては、現地に高等学校をつくって、そこに入学したいという考えを持っておるようでございます。

次に、お尋ねの学資の問題でございますが、日本の本土の場合であれば、当然育英会の育英資金もありまして、それでは当然十分でありますから、たとえば同和でもらっておりますような特別の奨学金もございまして、また、いろいろ別途考えるべき措置があると思いますが、具体的にははっきりきめておりませんけれども、何らかの手厚い措置はしてあげなければならぬと考えております。カレッジの場合も、なかなかむずかしい問題で、具体的には出ませんが、当然、育英会の資金以外に別途の措置を考える必要があるのじゃないかというふうに考えております。

○賃輪委員 義務教育課程は九年ありますね。その義務教育の課程において、いま日本の教師はいらっしゃるのですか。

○佐藤説明員 現在はおられません。

○賃輪委員 これからは、本土から日本の教師が行って教えることになるわけですか。

○佐藤説明員 大体そういう考えでございまして、人数としては、本土の場合よりもよほど手厚い、多くの人数を配置すべきであると考えております。

○賃輪委員 その場合、教師の給料はどうなりますか。

○佐藤説明員 当然、本土の場合でも僻地手当がございまして、そのような手当は支給すべきでございまして、それは教員だけではなく、全般の公務員に關係いたしますので、文部省だけでもきめられませんが、各省と相談いたしまして、歩調を合わせながら、手厚い手当てをしたいというふうに考えております。

○賃輪委員 それじゃ文部省はよろしゅうござい

また厚生省の問題になりますが、いま文部省の言った教育の問題、それから、これからお尋ねする厚生省の医療の問題、この教育と医療は、いままでも全く小笠原の島民たちは心配してなかったやうであります。特に米軍の保護のもとに、ちよつと重い病人が出ますと、航空機を使ってグアム島へ連れていく。盲腸ぐらいでも、もうグアム島で手術をしておる。今度日本に復帰してきま

すと、グアム島へ持って行くわけにいきませんし、一々こつちへ持って行くわけにいきません。そこで承ったのでありますが、大体東京都が、まあそこそこはどうかかわりませんけれども、日本からお医者さんを派遣することになった、給料は大体三十万円できまるとかきまらな

いとかという話を聞いております。そこで、問題になってくるのは、日本から一人のお医者さんが行った場合に、その人はおそらく内科系統の人だ

ろうと思ひます。あらゆるものを見れる人でない

のではないかと、こつちについて老練心ながら心配

しているわけですね。この点、厚生省は何かお考え

があるか、あるいは、これは東京都の問題である

から都が心配することだけれども、このように聞

いているというやうな情報がありましたならば、お知らせを願ひたいと思ひます。

○賃輪委員 これは、保険局長さんですから、あまり詳しく聞いても御答弁がいただけないかもしれ

ません。医務局の所管ですけれども、ただ内科のお

しやうが、いま申し上げたやうに、ただ内科のお

医者さん一人派遣した——本土では、僻地に無医

部落もありますが、そこにお医者さん一人派遣し

た、それだけでも僻地の人は喜びます。しかしな

が、どうやっても、非常に遠く離れた離れ島で

は、そのお医者さん一人で処置できないやうな問

題がたくさんあると思ひます。その場合に、いま

申し上げたやうに、米軍はすぐ軍用機を使って

グアム島に運んで安全に手術もしてくれれば、高

度の診察あるいは検査をやってくれていたらわけ

ですね。したがって、日本に復帰することによつ

て、従来どおり高度の医療体制がしかれるであ

ろうかどうかということが、島民のやはり重大な不

安の一つであらうと思ひますので、総合病院を建

てれといふたつてなかなかそうはいかないわけ

でしょう、なるべくそうした不安のない方向に、ひと

つ東京都とも御相談いただきまして、措置をとつ

ていただきたい、かように考えます。

康保険だと非常に高い保険料を払い、かつその保

険証を持って診療所に行った場合に、さらに初診

料あるいは入院料あるいは薬価の一部負担とか

いうやうなことで、負担金がかかりまして、完全

給付ではありませんから、一〇〇%の給付をやつて

おりませんから、金を出さなければ医療にかかれ

ない、こういうことになってまいります。これを

見ますと、年金局長さんも来ておりますが、年金

だとかあるいは労働者関係の労災保険、失業保

険とかいうやうなことは書いてありますが、その

医療保険の問題については、この法律で全く触れ

ていないように私は思ひます。しかし、これを触

れることにはなるのではないと思ひますが、この

機会に厚生省の考え方をはっきり言うことによつ

て、それが安心を与えるのだ、あるいはまた将来

改善を要するならば改善を要するといふことで、わ

れわれも前向きに考えていきたい、こう思ひます

ので、以上申し上げた点に対する厚生省の保険

局長としてひとつ御答弁をいただきたいと思ひ

ます。

○梅本政府委員 医療保険の關係につきま

しては、その暫定法には出ておりませんが、健康

、生命に關係することでございますので、小笠原

諸島が復帰すれば、本土に施行されております医

療保険關係の法律が直ちに適用されることになる

という形で、もう自動的に適用されるやうな考

え方で、その暫定法には出てないわけでございます。

御承知だと思ひますが、ただ手続上、国民健康保

険につきましましては、条例を制定しなければなら

ないという手続がございまして、暫定法にも出てお

りますやうに、職務執行者が条例を制定すること

ができるという規定がございまして、復帰と同

時にできるだけ即日条例が制定できるというふう

に指導したいというふうな考へております。

まずそういう形で医療保険關係の法律は即日適用

になるやうにしたいという考へ方が一つござい

ます。

それから、御指摘の例の負担問題でございます

。

が、ほとんどのさしあたりの関係者は、国民健康保険が問題になるかと思ひます。やはり国民健康保険法を適用するということになりました場合には、国民健康保険法の各条項によりまして実施をしていただくということになれば、法律制度のたてまえとしては、保険料を拠出願うということは曲げられないというふうに考えます。しかし、御指摘のように、経済情勢が変動するわけでござい

ますので、その辺の特殊事情を考慮しまして、いわゆる国民健康保険には減免の措置もございまして、あるいは財政措置として特別の事情ということで、特別調整交付金を交付するという制度もござい

ます。そういう点は十分にこちらも考えておりまして、どの程度の減免を実施するかということにつきましては、ただいま東京都とも相談をいたして

しております。できるだけ大変動が起らないような形で島民のために前向きに考えてみたいというふうに考えております。

○賃輪委員 もう一つ関連しまして。医療給付の内容はどうなりますか。一〇〇%いままでやっておるわけですか。今度国民健康保険では一〇〇%になりませんか。特に家族の問題もあります。どうお考えですか。

○梅本政府委員 その点は、現在本土に適用されております法律がそのまま適用になりますので、やはりこの給付の割合、その他の関係につきましましては、本土と同じ状況にならざるを得ないというふうに考えております。ただし、その点につきましまして、現行法令制度におきましての保険料の減免措置、その他負担の軽減をはかり得る制度を活用しまして、できるだけ負担を軽減していきたいというふうに考えております。

○賃輪委員 まだ東京都との打ち合わせもすっかり終わってないようでありますから、この機会にお願いしたいことは、東京都との打ち合わせ、これから再三機会を持たれると思ひますので、厚生省の考えと東京都の考えを一致させて、なるべく経済変動、百八十度の転換みたいなものでありますから、島民に医療の面で負担のかからないよう

な御相談を速急にまとめるように御努力いただきたいと思ひます。

総理府にお尋ねいたしますが、生活環境の整備はどの程度行なわれておりますか。

○加藤(泰)政府委員 お尋ねの点は、ただいまの生活環境ということでございます。現在四十四世帯あるわけでございしますが、その四十四世帯に供給されます水道は、米軍の水道を利用して

おるわけでございします。それから電気が火力発電がございします。それも米軍が現在つくってそれを運営しておるわけでございします。その水道及び電気の供給につきましましては、非常に低廉な額で供給を受けておるという現状でございます。

○賃輪委員 そこでお尋ねしたかったのは、水道、電気が非常に低廉な額で供給を受けておる。水道も簡易水道程度のものだろうと思ひますけれども、今度の復興によって、水と電気は生活に欠かせないわけですが、この水の料金、電気の料金が従前と比べてどの程度変わる予定ですか。全く変わらませんか。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。水道はたぶん村営ということになるかと思ひますが、現在の四十四世帯に対する水としては現在十分でございします。いまの時点においてはどの程度の料金を取る必要があるかというところは、まだ検討はしておりません。電気につきましては東電が大体引き受けてくれると考えております。このほうも料金はまだわかりません。

○賃輪委員 まだそこまで煮詰まっていようございしますから、これ以上お尋ねいたしませんけれども、だんだん話しておつてもおわかりのとおり、各省にまたがる事項で全部が同じことは、やはりそれぞれの生活、経済、そういうものが激変してしまふわけですから、そこに生活環境、またそれに伴うところの料金というものがあ

まり大きく変わらないうようにやってくれるのが親切ではないかというふうに考えますので、今後煮詰めていく段階において、そういうことを頭の中に御考慮いただいております。

○加藤(泰)政府委員 いまの先生の御指摘の点は、現実には料金がきめられる前に十分よくその事情をそれに反映するように指導してまいりたいと思ひます。

○賃輪委員 旧島民がいますぐにでも帰島して、かつての自分の土地と考えられるような場所

に建築等を行ないたいというときに、どういう手続をしたらいいのかわかりませんが、政府はその手続等について旧島民に対して適当な周知の方法を講ずる必要があると思ひますが、現在そういうことを考えておられますかどうか。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。ただいまの御質問の点につきましては、先ほど申し上げましたように、土地の境界が必ずしもはっきりしないのが現状でございします。極力その土地台帳の復元とあわせて、現状の境界の確

認に努力する予定でございします。ただいまの御指摘の点につきましては、具体的にその土地が十分その者の所有に属するということが確認できるよ

うに、その台帳の記載事項等と照合いたしまして、その土地の上に建物を建てる場合の建て方等について指導をしていきたいというふうに考えております。この場合におきましても、土地の形質

変更の禁止の規定がございまして、具体的に旧島民が帰島する場合には、その事務所長の許可を得て建物を建てるというようになっております。が、そういう場合におきましても、争いがあつて残らないように、十分指導をしてまいりたいというふうに考えております。

でも、退職金を出していただけるならば、どの程度退職金を出すものか、この点お答えいただきたいと思ひます。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。ただいまの点につきましては、外務省を通じて米側に折衝いたしまして、支給する

という意思は表示されているわけでございします。ただ、ただただどういう方法でというように細目については、まだ十分煮詰まっていらないわけ

です。○賃輪委員 本土の例もありまして、沖縄の例もありまして、そうした例にならうて、できるだけ退職金を出してもらえうように、あなたの方の

が窓口になつて外務省と相談されて、ひとつ善処していただきたい、かように要望しておきます。それから、もうこれで終わりますが、この法律

案を見ますと、国民年金、それから労働省関係で労災、失業保険、離職者対策などで特別措置を考

えておるようでありまして、この特別措置の概要というものは全くわかりません。概要でけつこ

うですから、厚生省から始まつて労働省、ひとつその概要をお答えいただきたい。○伊部政府委員 御案内のとおり、昭和三十六年四月一日以来、わが国は国民皆年金になつて

わけでございますが、小笠原島民につきましましては、もとより適用されてないわけでございます。したがって、復旧後、もとより国民年金は適用されますが、復旧前の期間、この期間を将来の年金給付を受けるにつきては、年金給付が確保されるような措置を講じたいということ、ただいま政府内で検討いたしておる段階でござい

○増田説明員 失業保険につきましても、ただいま労災からの話がありましたように、復帰前の期間につきまして給付を行なうという事は、現行法のたてまえではできないわけでございます。したがって、特例措置を設けて、復帰前につきましても、その期間被保険者であったものとみなしまして給付を行ないたいということでございます。

次に、駐留軍関係の離職者に対する特例措置でございますが、御承知のように、現在駐留軍関係の離職者に対する特別措置法がございまして、これと同じような内容のものを駐留軍関係離職者が失業されている場合に行ないたいということでございまして、具体的な内容を申し上げますと、おもなものは、離職後三カ年間のこの方々が失業されております場合は就職促進手当というものを出すわけでございまして、その他各種の援護措置がございまして、自営の場合には自営支度金、移転の場合には移転資金を出す、こういったようないろいろな措置がございまして、本土並みのそういった駐留軍離職者に対する手厚い措置を考えたいということでございます。

○箕輪委員 各省庁それぞれ、たいへん前向きな姿勢で、小笠原の今後の問題について御検討いただいていることは私も十分認めることができたと思ひます。

最後に要望であります。何回も言っておりますように、戦争の惨禍で不幸にして外国の統治権が及んでいってありますが、その外国の、アメリカの統治権が及んでいって、悲願がかなって日本の施政権が及ぶようになって、生活の環境やあるいは諸制度の面で劣るようなことがあっては、島民の方々あるいは旧島民の方々のために私どもはいいけないというふうに考えておりますから、どうかいまのお気持ちを保持しまして、ますますかつてよりもいい町づくり、国づくりをやってくれる、こういう方向でお進めいただき、すすことを心から御要望申し上げまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○床次委員長 小淵恵三君。

○小淵委員 それでは、箕輪議員に引き続きまして、ただいま議題となっておりまして法案につきまして若干の御質問を申し上げ、政府の考え方を確認いたしておきたいと思ひます。

最初に、最近終わりの初めということばが使われるのでありますが、これはベトナムの戦争の終局的、究極的平和を目ざして和平交渉に入つたことをさし示すことばに使われるわけであります。この表現の流儀をかりますと、それこそ小笠原の問題につきましては、これからの島民あるいは現住民の努力はもとよりでありまして、やはり政府ないし都のこれからの施策の努力に待つところが大いではないかと思ひます。それから、そここの表現をかりますと、小笠原の問題はこれから初めの始まり、最も最初であるというふうにかかられると思ひます。こうした点につきまして政府の努力に待つところが大きいわけでありまして、この際最初に政務次官から、政府としての決意をお伺いをいたしておきたいと思ひます。

○八木政府委員 ただいま最後に、箕輪議員からいみじくも御指摘があつたとおりの気持ちでなければならぬ、こう思つておるわけでございまして、せっかく本土に復帰ができた、本土の全国民がそれに対して拍手かっさいをしてこれを迎えておる。しかるに現地の現住されておる方々のその生活様式なりあるいは生活のレベルなりそういうものがそこなわれるということであつたのでは、何のための復帰ぞと、こういうことになるかと思ひます。そういう意味でわれわれがとりあえずまず心配しなければならぬことは、またそれが暫定措置法の一環のねらいでもあるわけでありましてけれども、現在住んでおられる現住民の方々に對してそういう不安感をなくすためのこまかい配慮をしていかなければならぬということであり、また引き揚げて、これからひとつこの復帰を希望しておる方々に対して希望を持って帰れる環境をつくりあげる、こういうことだと思ひますのであります。

○小淵委員 さて、法案の内容について承りたいわけでありまして、先ほど箕輪議員は、文部、厚生関係についてお伺いをいたしましたのでありますが、きわめて多岐にわたりますので、私は特に、総理府、防衛庁、運輸省、大蔵省、この各省に關連する問題にしばつてお尋ねをしてみたいと思ひます。したがって、質問の要項も多いのでありますので、簡略に御答弁をいただきたいと思ひます。

は、復興計画が立案され、それもひとつできるだけすみやかにやるつもりでありますが、その復興計画というものは、結果的には四十四年度からそれを進めていかなければならぬと思ひますが、四十四年度からすみやかにそれらの不安感をなくする具体的な施策が進むように政府全体として鋭意調整をし、それに対する準備を進めておる、こういうことでございまして。われわれは以上申しましたような見地に立つて、この現住民並びに復帰希望者、全国民が納得できる、そういう体制整備というものをいつとめてまいりたい、こう考へております。

○小淵委員 さて、法案の内容について承りたいわけでありまして、先ほど箕輪議員は、文部、厚生関係についてお伺いをいたしましたのでありますが、きわめて多岐にわたりますので、私は特に、総理府、防衛庁、運輸省、大蔵省、この各省に關連する問題にしばつてお尋ねをしてみたいと思ひます。したがって、質問の要項も多いのでありますので、簡略に御答弁をいただきたいと思ひます。

最初に総理府にお尋ねをいたしますが、この法案を作成する段階におきまして、すなわち旧島民あるいはそれを代表するといひますか、小笠原協會、あるいはまたこの復帰に伴つて強い期待と幾分の不安を持つてゐる二百数人の現住民、こういう人たちの希望なり要望なりという点について配慮されたかどうか、まずお伺いしたいと思ひます。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。小笠原協會の方々の御意見というふうなもの、前々からわれわれとしては十分伺つてはおりますので、そういう点は顧慮しながら立案したつもりでございます。ただ、現地の方々につきましましては、この一月の十八日から二十七日まで調査団を派遣しております。その段階で現地の方々の御希望を十分伺つたわけでございまして、そして、それをこの法案にも織り込んできた、こういうことではあります。

この法案の二条で、現住民の生活安定がそのなわれぬよう配慮すると示しているわけでありまして、具体的に言ひますと、復帰をした段階から、俸給者にとつては一応収入の道が閉ざされるわけでありまして、もちろん貯金そのほかのたくわえもあると思ひますけれども、そういった点について具体的にどう措置されるか、お伺いいたします。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。先ほど申し上げましたように、五十七名の方が米軍に雇用されております。その中でフルタイムで勤務されておる方は大体三十名くらいだろ。したがって、一番問題になるのはその方々だろうと思ひます。そういう方々につきましては、さしあつたての問題としては、先ほど労働省の方からお答えがあつたように、失業保険それから離職者対策等ということで収入の点は一応考えておるわけでございまして。また、何といひましても、産業的にいひますれば、すぐにできそうなのは水産関係だろと思ひます。そういうことで水産関係の問題につきましても十分配慮して、収入は何とか確保できるように努力するというつもりでおります。

○小淵委員 この点につきましましては、念には念を入れてひとつ配慮をお願いいたしておきたいと思ひます。

次に、本法案におきまして、旧島民の定義をいたすにあたりまして、一応昭和十九年三月三十一日まで島に在住しておつた者ということの規定をしておるわけでありますが、この基準の日の決定をいたしました理由についてお伺いいたします。

○加藤(泰)政府委員 昭和十九年の三月三十一日と申しますのは、ちょうど終戦前に強制的に引き揚げの行なわれたのが昭和十九年の四月の四日でございますので、その直前の三月三十一日を一応基準にいたしましたわけでございまして。この点につきましては、アメリカ側から六百万ドルの見舞金が出た際におきましても、この日を一応基準として分配をいたしております。そういう過去のあれもございまして、基準日をこういうふうにしたわけではあります。

○小淵委員 この昭和三十六年における六百万ドルの授受に関する交換公文に基づいての配分もその日をも一つの基準日とされておられるのでありますが、これは例外的ケースかも知れませんが、数が多いのくらしいなるかわかりませんが、この配分の段階におきましては、それ以前にも特殊な事情で本土に渡っておられた人たちに配分されたというふうな話も聞いておられるのですが、この点はいかがでしょうか。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。

本土へ引き揚げられたあるいは小笠原から住所を移された方の中で、たとえば就学の場合、応召の場合、あるいは徴用の場合、そういうような関係の場合は、実際上は住所は移っておりましても、取り扱い上は依然として生活の本拠はもとところにあるというのがいままでの考え方でございます。そういう意味で、そういう方々に対しては、依然としてその時点において住所は小笠原にあったという扱いをいたしてきております。

○小淵委員 そうすると、今回の法律に基づいてもそうした処置がされるということで確認してよろしいわけですね。—— けっこうです。

次に、本法案は政令委任事項がきわめて多いわけでありまして、第二条の趣旨を貫き通すためにすべて政令にゆだねるということでありまして、われわれとしても相当注意を払っていかねければならない、こう考えるわけでありまして、そこで、政令予定事項につきまして、先ほど申し上げた各省で現在の段階で考えられておられるものがありますれば、ひとつ御披露いただきたい。聞きますと、総理府が一応打診したところによりまして、各省庁合わせますと約七、八十の政令事項があるとも承っておりますが、先ほど申し上げました各省でお示しできる点については、お示しをいただきたいと思ひます。

○加藤(泰)政府委員 御指摘のように、相当政令で定めなければならぬ事項があるというふうに考えております。これは奄美のときにも相当多数ございまして、これは各省別に政令を出していた

だいた経緯があります。そういうことから言います、今回も相当の特例を認めていかなければならないというふうな考慮をしておるわけでございまして、この第八条の一号から五号まで掲げておりますもの以外に、いまおのものを申し上げますと、たとえば道路交通関係で自動車と原動機付の自転車等につきましては運転資格という問題がございまして、これにつきましては、現在小笠原でそういう自動車運転を運転しているのは自転車を使っている現状を考慮しまして、一定の期間は本土の道路交通法による資格を持たなくともそれが運転できるように処置したい。それから食糧管理法で配給関係がございしますが、そういうものにつきましても、いま直ちに食糧管理法に基づく配給のいろいろな手続をとるわけにもまいりませんので、こういう点についても特例を設けていきたいというふうな考慮をしております。また水産業協同組合、さしあたっていますぐに問題があるかと思ひますが、こういう組合をできるだけ早くつくっていかねければならぬと思ひますので、その点について必要ならば特例を設ける、あるいは昔、小笠原で漁業を営んでいた方々につきましては、場合によれば準組合員の資格を与えるということも考えられるのではないかとこのように思ひます。それから出入国管理に關しましては、これはあそこ外国人がそのまゝ在留することも考えられますので、そういうための特別措置あるいは予防接種につきましても特別措置あるいは計量の単位に關する事項等につきましても特別措置というものが考えられるわけでございまして。

○小淵委員 政府は過去かなり積極的に各般の調査を行なつておられるわけですが、これから専門的、技術的調査を続けていかなければならぬというふうな考慮をします。そこで、現在まで行なわれた調査とは別に、今年中にどのような調査の計画がありますか、ちよつとお尋ねをしておきたいと思ひます。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。一月十七日から二十七日までの十一日間にわたる総合調査の結果、さらに専門的、技術的な調査が必要だということで、三月三十日に二十名、四月十三日に十八名、四月二十二日に十七名、なお四月九日にグアムを経由して水産関係の者を三名派遣しております。今後また、具体的に申し上げられませんが、それらの調査結果を総合的に検討してみたい上、必要に応じて専門的な調査をさらに続行していきたいというふうに考えております。

○小淵委員 そうした調査を通じていよいよもう大きな復興計画が作成されてくるものだろうというふうな予想するわけでありまして、この復興計画につきましても、一部奄美方式を採用するという考え方も出ておられるようでありまして、この点についてはいかがでしょうか。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。奄美方式というのは奄美の復興のやり方ということであらうかと思ひますが、奄美の場合は、一応計画は知事が立案しますが、それを内閣総理大臣が承認して復興計画を立てるという形を、もちろん審議会にもかけておりますが、そういう形をとつていたと思ひます。この小笠原の場合におきましては、奄美と違ひまして、と申しますのは、奄美におきましては一応社会秩序がそのまゝ維持された形で引き継がれております。ところが小笠原の場合には強制引き揚げで、ほとんど住民がいなくなつた、そのあとにはほとんど無人の島であつた。米軍が一部使つていても、その大部分は放棄されていたという状態でジャングル化しておりますので、この復興につきましても奄美の場合とはやが違つて、やはりそういう特別の事情を考慮して、やが考え方を變更していかなければならぬのではないかとこのように思ひます。

○小淵委員 そのことは当然なことだろうというふうな考慮をします。しかし、やが似た形で返還されました奄美の過去の例もあることでもありますので、奄美方式による復興計画というものについて、十二分の検討がされたと思ひます。この復興

計画に基づいて奄美が今日まで大きな発展をしておられるわけですが、しかし、計画の中にも、よくよく検討すれば、幾ぶんなりとも改善をすべき点も、あるいはあるのではないかとこのことを考えますので、十二分にこの奄美方式なるものも検討されまして、これからはひとつ小笠原方式といわれるようなものも作成しつつ、計画を一日も早くプログラムの予定の中に入れてほしいということを希望しておきます。

次に、ある新聞が報じておられるのでありますが、島民の帰島に対するお気持ちを次のように書いております。「島へ、小笠原出身の人々の会話は一言で始まる、心はずでに島にある」と報じておられるのであります。一日も早い帰島をこいねがっているのが旧島民の心持ちであらうかというふうな推測するわけでありまして、そこで、引き揚げた島民には、本年内に帰島したいという希望を持つておられる者も少なくないと思ひます。が、これらの人々に対して政府としては当面どう考えていかれるか、その点についてお伺ひしたいと思ひます。

○八木政府委員 やはり一番その点を心配なさなからぬと思ひますが、できるだけすみやかにというのが島民希望者の意見でありまして、し、われわれとしても、いわゆる生活基盤あるいは産業基盤というものを帰れる環境にできるだけのすみやかにという上をいふことではなからぬ。そういう意味で、とにかく四十三年度中には復興計画に対する具体的計画を詰めて、そうして四十四年度からそれらの基盤整備というものをやつて帰れる環境整備につとめてまいり、こういう心組みでその期待にこたえてまいりたいと思ひます。

○小淵委員 おつしやるとおりの配慮が当然なされるものと考えます。そこで、小笠原村の村づくりをいろいろ考えておられるわけでありまして、その村づくりを考慮する上に、総理府としては三つの段階を踏んでいこうというのを考えておられると承知しております。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。一月十七日から二十七日までの十一日間にわたる総合調査の結果、さらに専門的、技術的な調査が必要だということで、三月三十日に二十名、四月十三日に十八名、四月二十二日に十七名、なお四月九日にグアムを経由して水産関係の者を三名派遣しております。今後また、具体的に申し上げられませんが、それらの調査結果を総合的に検討してみたい上、必要に応じて専門的な調査をさらに続行していきたいというふうに考えております。

す。一番目は、返還直後の緊急措置の必要な時期、それから二番目は、計画をする段階、第三番目は、公共建設が始まる段階、こういうふうに移り進めようという方向のようでありますが、そうしますと、四十四年度に島民を帰していただくことになり、第三段階が終了した段階というふうな考えられるわけですか。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。

ただいまお話しのような段階で行くことになると思いますが、たとえば、土木建設事業を遂行する上におきまして、本土から人を派遣しなければならぬという場合におきましては、当然旧島民の方でその適任者があればそういう方に行っていくというふうなこともなるわけですが、いまお話し、また、そういう配慮をしていくのが当然だろうと思えます。そういうようなことで、帰島そのものがその三段階が完了した後ということには必ずしもならぬわけ、むしろ、機会があればできるだけ希望者に帰島していただくというふうなことを思います。

○小淵委員 この点については、帰島の気持ちとこの計画の進捗状況、こういうものが、いずれにしても、帰った場合に安定した生活ができなければならぬので、その辺はちくはくにならないようにひとつ十二分な配慮を要望しておきたいと思えます。

さらに、島づくり村づくりあるいは帰島対策につきましても各島同時に行なうてほしいという要望も御承知のように出ておられるわけですが、その方法論について、政府の考え方を伺しておきたいと思えます。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。

各島同時に行なうような希望はもちろん承知しております。ただ、何といたしまして、父島におきましては、ある程度準備も進んでおりまして、ある程度の生活環境も整備されておられるわけですが、母島におきましては、全然無人であるということからいまして、そういう条件の差がございます。また、硫黄島につきましても、

現在米軍が使っておりますけれども、米軍の使っていないところは原野化しているわけですが、そこは不発弾が多く、また遺骨も多数あるでございまして、そういうようなことを考えますと、同時開発方式というふうなことでなく、むしろ個々の島の特殊事情を十分考慮した上でできるだけ早く開発していくということではないかというふうなことを考えております。

○小淵委員 一応総理府に対する質問はこの程度にとどめまして、次に防衛庁にお尋ねをいたしたいと思えます。

すでにこの法案が本会議で趣旨説明をされました段階におきまして長官のほうから答弁がされておられるわけですが、いま一度再確認する意味でお尋ねをしておきたいと思えます。

日米共同声明及び返還協定上の防衛の問題が起ってくることはあたりまえのことだろうと思えます。そこで、小笠原の防衛計画については防衛庁としてすでに検討を終わっているというふうな新聞でも伝えられておられるわけですが、一応返還された段階におきまして、防衛庁としてはその防衛の規模についてどのようにお考えであるか、御説明をいただきたいと思えます。

○大戸政府委員 返還後の防衛計画につきましては、まだ十分に煮詰まっていないう段階でございまして、大筋だけ申し上げますと、有事に際しましては、海上自衛隊が行なうわが国の船舶の海上交通の保護のためのいろいろな艦艇の基地とか航空機の基地、そういうものについてこれらの諸島は大いに有用であろうというふうな考えられます。平時におきましては、有時に備えてのいろいろな訓練のための艦艇、航空機等の訓練のための基地に利用されるということになるかと思えます。そういう前提を立てまして、具体的な計画を練るわけにございまして、大ざっぱに申し上げまして、父島あるいは硫黄島あるいは南鳥島、合わせましてそれぞれ分遣隊なし派遣隊程度のものを常時置けば平時には十分で

はないか、そうして全体の人的な規模といたしましては、全部合わせて大体二百名程度のものになろうかというふうな現在では考えております。

○小淵委員 派遣はいつの時点で行なわれますか。

○大戸政府委員 これもそれぞれ任務の差によって違いますが、逐次増強していく。現に引き継ぎに備えまして、父島と硫黄島に六名程度の連絡員をすでに派遣しております。さらに引き継ぎが近づきますと、これももつとふやしたいというふうな考えております。十数名以上の者を派遣いたしまして、実際の引き継ぎに支障のないようにいたしたい。いろいろな機材、施設が動いておりまして、それが瞬間でもとまらないようにいたさなければならぬので、それにそのないようには派遣をいたしたい。こういうものは逐次派遣をいたします。現実にはわれわれのほうの計画、任務に移りました段階では、先ほど申し上げましたように落ちつきました姿では、全体として二百名前後のものと考えておりますけれども、一ぺんに二百名派遣する必要は必ずしもないので、年度を追いまして逐次増強していくというふうになるかと思っております。

○小淵委員 装備は大体どんなものと考えておられるんですか。

○大戸政府委員 島によって違ふと思っております。父島におきましては、これは御承知のように主として港でございまして、航空基地としてはほとんど地域がございせんので、現在の米海軍が使っております施設を引き継ぎまして、艦艇の訓練基地に必要な程度の装備、施設をつくりたい。それから硫黄島、南鳥島におきましては、これは港がございせんので航空基地でございまして、現在米軍がすでに使っておりますので、それをそのまま引き継ぐのが大部分でございまして、それに若干の通信その他の施設を付加するという程度のことは必要かと思っております。

○小淵委員 そういたしますと、人員の面あるいは装備の面から考えましても、第三次防衛計画の中で当然処理できる問題だというふうな考えてよろ

しいわけですか。

○大戸政府委員 そのとおりでございまして、先ほど申し上げましたような規模でございまして、第三次防衛を特に修正、改正をお願いするというふうなことは考えておりません。

○小淵委員 それから、自衛隊は防衛の面のみならず、広くいえば防衛の範疇に入るかもしれませんが、各般の便宜供与を今日まで与えていただきましたし、あるいはこれからお願いしなければならぬこともあるかと思えます。そこで、本会議におきまして、わが党の青木議員の質問に対して、増田長官は「自衛隊につきましても、その方面に協力せよというお申し出がございするならば、積極的に協力申し上げまして、開拓あるいは土木事業等にこれらの力を相当注ぎまして、そうして、りっぱな夢の島を実現したい、こう考えておられる次第でございまして。」という発言をされておられるわけでありまして。

そこで、現在までかなり便宜供与を調査そのほかではかられておられるわけですが、こうした便宜供与というものは、防衛庁内の法規といえますか、そういうもののかいなるものによつて行なってきたか、また将来行ない得るものか、この点についてお伺いをいたしたいと思えます。

○大戸政府委員 お話しのように、現在までも部外の方に対して相当な支援をいたしております。その大部分は輸送業務でございまして、今後とも考えられることは、当座は大部分が輸送業務ではないかと思えます。少し落ちつきまして、輸送のほうに先行しまして、それから土木工事等の支援があるいは必要になってくるかもしれません。

その根拠法規のお尋ねでございまして、自衛隊法の第百条に、土木工事等の受託という規定がございまして、これは自衛隊の訓練の目的に適合する場合でなければいけませんけれども、そういう条件のもとで、地方公共団体あるいは国等が自衛隊に土木工事や通信工事、その他政令で定める事業の施行委託をいたしますと、自衛隊はそれを受けて実施するというふうな規定があります。

七

輸送事業等につきましては、それを委任されました政令で規定をされております。こういった規定によつて、土木、輸送事業等を受託して行なう、こういうことにならうかと思ひます。

○小淵委員 現在でも、災害出動そのほかの点につきましても自衛隊がかなり協力をしていただいで感謝されておることは、言うまでもないことだらうと思ひます。小笠原の問題につきましても、現在の法規上可能であるというのであるならば、積極的の協力をしていただきまして、小笠原の開発にも力を尽くしていただきたいということを要望しておきたいと思ひます。

防衛庁、けつこうです。

次に運輸省にお尋ねをいたします。

小笠原諸島には、交通運輸の施設及び機能の充実整備が現在重要な課題となつておるわけでありますが、当面、海上輸送についてはどのようにお考えでありますか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○野村説明員 お答えいたします。

ただいまの段階におきまして考えられますのは、大きく分けて二つあると思ひます。

第一は、復帰直後の復興関係の輸送と申しますか、復帰直後には相当の人員及び資材の輸送が必要となつてくると思ひますので、この点につきましては、関係各省と連絡をとりまして、国の船を用いる場合は国の船を用いるという点も考えますが、もし必要があれば、私どもでもあつせんして、東京都等の協力を得まして、民間の船を、都と申しますか、そういうところで用船をして、必要な人員、資材の輸送に当たるといふことも一つの方法かと思ひまして、それも内々検討いたしております。

それから、一段落をいたしましたならば、これは相当将来になるかと思ひますけれども、貨客船をもつて旅客定期航路事業を、これは戦前も行なわれておりましたので、そういうものが行なわれるというのを期待いたしておりますし、実は民間の船会社の方から、非公式に、そういう事態

になった場合には自分たちの会社でやりたいという申し出も受けております。そういう状況であります。

○小淵委員 いま国の船並びにあつせんによる民間船の利用、こういうことをあげられたわけですが、前段の国の船というのは、一体どういう船を利用することが可能ですか。

○野村説明員 先ほど御答弁がございましたように、防衛庁関係の船をもし利用できる場合にはそれをお願いすることも思ひますし、また運輸省の内部におきましても、海上保安庁、あるいは場合によっては、気象の業務が主になる場合は気象庁ということもありますので、そういう船で利用できるものはそういう船を利用するということもあらうと思ひます。

○小淵委員 これは政府の判断でありましようけれども、当面必要と認められる場合でありまして運輸省に要請のあつた場合には、運輸省に所属する船の利用についても積極的に手伝いをする意思がある、こういうことでもありませんか。

○野村説明員 この件につきましては、総理府が中心になられまして、自治省それから私どものほう、その他関係各省、東京都を入れて随時協議をしておりますので、総理府と申しますか、そういう、復帰のこの問題の中心になつておられますところの御判断によつて、私どももやるということになります。

○小淵委員 その問題に對しまして、将来は民間の航路を開設したい、こういう御意思のようでありますが、海路と別に、航空路の開設の問題についてはいかがでありますようか。

○梶田説明員 小笠原の開発と民生安定のために民間航空用の飛行場の設置というものがやはり必要であるとは考えております。ただ、御承知のように、かりに父島に飛行場を設けるといふ問題がございまして、先般四月の下旬でございまして、私どものほうの専門官を派遣いたしまして、現地調査をさせましたら、相当な難工事だと

いうことでございまして。しかし、これは不可能ではございません。今後の本土との連絡といったものを考えました場合には、どのような規模の空港が最も妥当であるかといった問題も含めまして、現在調査結果をさらに検討中でございまして。

なお硫黄島には、現在三千メートルの飛行場がございまして、現在米軍が使用しておりますけれども、今度の返還に伴ひまして、私ども防衛庁のほうでこれが引き継がれるというふうに向つておりますが、運輸省といたしましては、できれば硫黄島の飛行場を民間ジェット級の訓練飛行場にも共用していただきたいということ、これまた先月下旬調査団を派遣いたしましてつづさに調査したわけでもございまして、問題は飛行場の建設あるいはそれに付帯いたしますいろいろな施設の整備等に関連いたしまして、御承知のように硫黄島には港がございまして、御承知のようについで、輸送、さらに整備された後におきます補給の問題等も含めまして現在検討中でございまして。

○小淵委員 実情につきましては、御説明よくわかりました。

父島の飛行場の問題はやはり東京から父島に飛ぶということを考えますと、それに適應するような飛行機の発着のために現在の飛行場では狭いといふことはよくわかりますし、また山があつてなかなか基準に合わないということも理解できますけれども、しろうと考へてあります、父島から小さな飛行機で八丈まで飛んで、そこへ行けば、東京一八丈間は飛んでおることだし、いろいろな面で便利であらう、こういうことで、むしろいいかもしれませんけれども、将来は父島にも、大型の発着できる飛行場はともかく、八丈と往復できるような飛行機の発着のできる空港といふものも考えてもいいのではないかとどうような気もいたしますので、もしお考えがあればお伺いしておきたいと思ひます。

○梶田説明員 御指摘のようないろいろの方法について現在検討中でございまして。たとえば、いまお話ししたように、現在使用いたして

おりますYS級の航空機でもつて八丈經由父島といふことも考えられますが、御承知のように、航空機は燃料の搭載等を含めまして、代替空港といふものを指定していかないければ、途中で故障の場合における所がないということもございまして。そういった問題は、硫黄島の飛行場、父島さらに本土近くでは八丈島等の関連を考えまして、現在いかなる航路が可能であるかといった問題も含めて検討中でございまして。

○小淵委員 次に気象の問題についてお伺いいたしますが、過般NHKのテレビを見ておりましたら、南島島に気象観測所を建設するようなことを主張したのであります。あの画面を見ておりましたと、すでに計画が相当でき上がつておつて、敷地の選定やらその他がなされておるようでありまして、この南島島の観測所についてお伺いすることと、それから小笠原諸島におきましては、たとえば気象の点につきましてもあるセンターみたいなものを設けまして、その他硫黄島とか父島に支局のようなものを設けるのか。それとも同じような規模で考えられる島に点在させるのか、この点について簡単でけつこうでありますから、御答弁いたしたいと思ひます。

○増田政府委員 南島島につきましては、御存じのとおり、現在アメリカの気象局の職員によりまして地上気象観測並びに高層の気象観測を実施いたしておられます。小笠原返還協定によりまして、この測候所が日本に引き継がれることになるのでございまして、気象庁としましては非常に重要な拠点でございまして、ぜひ南島島に観測所を設けまして必要な観測を実施したい、こういうことで目下準備を進めておる段階でございまして。

それから第二の点でございまして、第二の点につきましても、何と申ししましても気象観測上の拠点としましては父島が一番重要ではないかと思つております。さしあつては父島にも観測所を設け、南島島にも観測所を設けるといふ方針を進めておりますが、将来の方向としましては、父島のほうになるべく観測の密度を濃くいたしまして、

父島が主たる観測所になるような方向で計画を進めたい、このように考えております。

○小淵委員 次に、海上保安の問題についてお尋ねしますが、この点については先般、中曾根大臣のほうからも本会議場で答弁がございましたが、巡視船を派遣する、こういう御答弁のようでありま

す。現在保安庁には巡視船が何隻あります。——それは運輸省に強く要望いたしておきますが、小笠原を含むところのあの地帯というのは、きわめて広大な海原であらうと考えます。そこで現在でも北海道あるいは日本海その他巡視船が活動しなければならぬ地域はかなり広範囲でありまして、巡視船の数も必ずしも満足すべき数字ではないだろうというふうに考えております。したがって、おそろく明年度の予算がで

き上がる段階におきましては、新たにこういう地域が含まれたということも前提にして、さらにこの点におきましても充実強化するように要望いたしておきたいと思ひます。

運輸省けつこうであります。時間もありませんが、最後に大蔵省にお伺いをいたしておきたいと思ひます。

まず最初に、先ほども議論いたしましたのでありますが、この法案におきましては、政令による施策が非常に多いわけでありまして、大蔵省におきましては、現在小笠原の現住民が所持いたしておりますドルの帰属の問題が、これからの沖繩の復帰、将来を見通す上にも重大な問題だろうと思ひますが、この点についてどういふお考えでありますか。

○原説明員 ドルの問題につきましては、奄美の場合、今度の場合、いろいろやり方が違います。今度の場合には、協定には何にも書いてない。書いてないといふことは、現地住民が持つておるドルをそのまま日本が引き継ぐ、こういうことになるわけでございます。今度の場合は金額が十数万ドル程度だと思ひますが、そういうことでドルを日本側が引き継ぐということになったわけでございます。

沖繩の場合に一体どうなるかということは、やはりそのときの問題としていろいろ交渉しなければならぬ問題であらうかと存じますが、今回の例がそのまま直ちになるかどうかについては、まだ十分見通しが持てないという状況であらうかと存じます。

○小淵委員 次に、総理府や自治省では、これからの一応の計画につきまして、これは新聞の伝えるところでありまして、生活基盤や産業基盤を整えるために五年間で約百五十億程度の公共投資をしていきたい、こういっておるわけでありまして、これについては大蔵省が非常に渋い、こういうことが出ておったわけでありまして、この点についていかに考えておりますか。

○原説明員 復興計画につきましては、ただいま総理府のほうからいろいろ御答弁がございましたように、今後行ないます専門的、技術的な調査を行ない、そして住民の帰島意思の確認の上に立つてやるということでございます。その際戦前の小笠原に復帰する、完全に元へ戻すというようなことはどうもあまり實際的ではない、やはり新たな角度で新しい方向を見出して、そうしてやらなければならぬだろう、そういうふうに考えます。その際一体百五十億とかいろいろいわれて

おりますが、どういふ積算であるか、私どもも承知しておりません。しかしながら、ともかくそういうことで、小笠原の特殊事情を十分に考慮して必要な措置を検討したいと考えております。

○小淵委員 いまの数字につきましては、これはどの程度の積算があつての話か私も知りませんのでけつこうであります。これは長期な計画に基づいて、いずれにしても多額の投資がなされなければならぬといふことは当然なことだろうと思つております。そこで、この法案ができましたと、長期計画とは別に、この法律に伴つて各般の施策が講じられてくるだろうと思ひます。しかしながら、四十三年度の予算では、各省ともそういつた予算の措置がなされておられないだろうと思ひます。

ので、おそろく予備費からの支出というような問題になるだろうと思ひますが、この点につきましては大蔵省としても積極的——というところは、ことばはどうかと思ひますが、適切な処置を各省と話し合つてされることを希望いたしておきたいと思ひます。

それから、もう一つ希望しておきたいことは、現地の固有財産、これは物件でいへばおそろく土地が主たるものではないかというふうに考えますが、これから土地の高度な利用のために国が利用する面もあるでしょうし、また個人がこれを使用するといふようなこともあります。後者の場合にはおそろく払い下げといふような問題も起こつてくるだろうと思ひますが、そうしたときにぜひいろいろ疑惑の生じないように、これまた適切な処置のなされるように希望いたしておきたいと思ひます。

○原説明員 ただいま御指摘のとおり、四十三年度分の予算につきましては、ただいま具体的な何をやるかといふことにつきまして各省で検討中でございます。私どもこれを聞きまして、必要な予算につきましては、既定の予算でまかなえない分につきましては予備費で対処したいと思つております。

それから、ただいまの固有財産の払い下げにつきましては疑惑の起らないようにしろといふことでございますが、十分注意したいと思ひます。

○小淵委員 これで終わりますが、小笠原の問題はすべて実はこれからの問題であるといふふうに考えております。そこで、小笠原村の村づくりにあたりまして望みたいことは、戦後他国の施政権下に残されてきたこれらの島々を、旧島民の希望することばかりでなくて、日本国民すべてが持つておる夢を満たし、言うなれば俗話な観光地化するというようなことを排しつつ、楽しい美しい平和な地に育てていくことを期待してやみません。そうしたために政府として各省庁間の連絡協力をさらに緊密にして、同時にまた国と都との関係も円満にいたしまして、これから最大の努力をひ

つ政府にしたいだきたいことを強く要望いたしまして、政務次官から御答弁をいただいて質問を終わりたいと思ひます。

○八木政府委員 全く御指摘のとおり、同感でございます。取り急ぎは現住民に対する配慮、同時にやはり日本の視野に立つた将来の小笠原をどのように位置づけするか、それがやはり復興計画の基本になると思ひますので、その中でせつかくの小笠原復帰が全国民の願望にこたえられるような、そういう姿にしなければならぬと思ひますので、閣僚会議等十分に活用して御期待に沿うようにしたい、こう思つております。

○床次委員長 大村裏治君。○大村委員 二十数年ぶりに小笠原諸島が復帰するに伴ひまして、われわれはこれをあたたかい気持ちで迎えるとともに、現島民さらに旧島民相携えて小笠原の復興開発ができるような環境づくりをこれからのいたさなければならぬと思ひますが、私はこれから主として行政的側面につきまして関係各省にお尋ねをいたしたいと思ひます。最初に総括的な問題といたしまして、副長官にお尋ねしたいと思ひます。

この法案の第二十六条を見ますと、総合事務所の規定がございまして、また第十八条を見ますと、小笠原村の設置に関する規定がございまして、また国と村との中間に位置する東京都の関係もございまして、いわば国、東京都、小笠原村、三者が協力して島民の復帰、今後の建設、開発に当たるものと考えられますが、二十三年も放置され、かつての数千人の住民がわずか二百人そこそこ減つております。これをいかにして復興するか、非常にむずかしい問題があると思ふのでありますが、この三者の関係をいかにして効率的な行政をやつていくか、その点について副長官のお考えをまず伺いたいと思ひます。

○八木政府委員 御指摘のとおり、現在住んでいるのは二百名程度、それだけに二百名程度で村の形成というわけにまいりませんので、村に対して

はこれからの帰島というものも含めて、長期的な視野に立つて、りっぱな村づくりというものをしたいかなければならない。そのためには各島ごとにすぐ村をつくるというわけにもまいりませんので、取り急ぎはこの小笠原全島について一つ村をつくるということにいたしておりましたが、これは短期的に見てそうせざるを得ないということでございます。やはり帰島の促進と相まって実情に即して村の形成をやつていかなければならぬ、こう考へております。それから、それが村形成をして、行政能力を持つまでの間は、やはりその第二十六条の総合事務所においてやつていかなければならぬ分野が非常に多いと思ひます。村の行なう事業、国の当然やらなければならぬ事業、国の出先仕事と地元の仕事とを兼ね備えた一時的形態というものが当然あるわけでございますので、それらの間におきましては、自治省、東京都、現地というものに緊密な連絡をとつて、万遺憾なきを期していくように暫定的には考へていかなければならぬじゃないか、こう考へております。

○大村委員 大体的な考へはわかつたのでありますが、長期的な見通しもございまして、さしあたり、復帰に伴ひまして、いろいろな体制を整える必要があると思ひます。この総合事務所との点であります。第二十六条の第三項によりまして、自治大臣の管理に属するものとし、内部組織は、自治大臣が国の行政機関の長と協議して定める、そのようにされておりますが、この総合事務所のさしあたり規模、内容等については、どのように考へてあるか、これは自治省からお教へ願ひたい。

○林説明員 現在関係各省庁と打ち合わせ中でございますので、まだつきり確定しておりませんけれども、当面復帰してまいりますと、少なくとも現地へ出向しなければならぬ国の仕事というものが相当いろいろのものが予想されます。たとえば、さきの御質問に出ておりました土地の権利関係の確定、土地の価格の確定というようなこと、あるいは植物の防疫とかその他いろいろござ

いますので、当面現地でやらなければならぬ仕事については、できるだけ関係各省庁と打ち合わせの上、総合事務所において一括してやるというようなことを考へております。

それから法律上、現地ですぐやらなければならぬ仕事には属さないけれども、やらなければならぬ事実上、現地としていろいろの仕事が出て来ると思ひます。復帰のための基礎調査その他のことも非常にたくさんございまして、旧島民の帰島は直ちに始まらないといひましたが、いづれ間もなくこれが始まるとすれば、旧島民の帰られる方と現にあそこにおられる方との技術的な総合調整、そういうことがこの総合事務所の主体的な仕事になつてくると考へております。現在内容と規模につきましては、関係各省庁と相談中でございまして、いまの段階ではちよつとお答えできません。

○大村委員 次に、都庁の関係ですけれども、行くは民生関係等、相当都の行政も多く行なわれると思ひますが、さしあたり警察とかそういう関係はどうなる見通しですか。警察庁の方がおられないのでなんですけれども……

○林説明員 都の出先機関の問題については、実はこの法律に触れておりませんが、これについて特に密接な連絡をとりつつ現在打ち合わせを進めております。都の仕事として復帰の即日から行なわれる仕事は、教育関係とか民生関係とかいろいろあると思ひますが、いま仰せの警察についてはあると思ひますが、それぞれ必要な人員を復帰と同時に派遣してやるというふうにいひしてあります。いまお話ししたように、一つの警察署あるいは分署、そういうものをつくつてやられるように聞いております。

○大村委員 今度は村の問題をお尋ねしたいと思ひます。この法律案の第十八条を見ますと、「この法律の施行の日、東京都に属する小笠原諸島の区域をもつて小笠原村を置く」というふうになつておりますが、東京都に属するというのは、文言

を見ますと、小笠原諸島の区域にかかるように見えますが、その理解としてよろしいと思ひますか。

○林説明員 そのとおりでございますが、現実には今度復帰する区域は全部東京都に属してありますところでございますので、これはその関係をはっきりしたというだけでございまして、特に限定するといふ意味はございません。

○大村委員 大体わかりましたが、この第十八条は、第五條第一項の規定にかかわらず、第五條は御承知のように従前の区域という関係なんです、が、そうすると小笠原村が東京都の統轄するところと属するとか、ものによつては指揮監督を受けるとか、そういう関係はどういうふうに理解したいのですか。

○林説明員 第五條第一項を書きましたのは、都との関係ではございせん、主として村そのものといふつもりで書いたわけでございまして、つまり、従前は小笠原に五つの村がございまして、この五つの村が従前の区域をもつてそれぞれ五つという意味ではなく、全体を一つの村にするという意味だといふことでございまして、第七條を書きましたのは、新たに村を設置する場合に、第七條にありまして、その条文そのもので設置する、そういう意味でございまして、

○大村委員 いろいろな資料によりまして、現在小笠原にはアメリカの施政権下でカウンシルと呼ばれる住民代表の機関がある。今回提案されております第二十一條の「機関の特例」の規定の第三項を見ますと、「執行機関の附属機関として村政審議会を置かなければならない」とあります。この村政審議会は選挙が行なわれるまでの議会のかわりの審議機関とも見られますが、一体この村政審議会の実態は何か、また従来の現住民自治機能との関係はどうなるか、この辺について伺ひたい。

○林説明員 現在の考へ方といひましては、現在御指摘のような自治機能がございまして、なるべくこれを生かした形で新しい機能を取り入れたいという考へ方でございまして、端的に申しまし

て、この村政審議会というのは、最初は、現在、復帰のときにおりますカウンシルを実はそのまま充てるべきではないかと考へております。それからさらに復興が進みまして、逐次住民が帰つてきますと、現在の現地住民とそれから帰島民とがだんだんと混在して新しい村を形成してまいります。いづれかの段階において自治法上のはっきりした村となりまして、その間におけるいろいろな処理を、現在持つております自治機能と帰つていかれました者との調整を考へて、その審議会その他の構成も逐次そのときに応じて形態を変えていく必要がある、そのように考へております。当面は村政審議会に現在のカウンシルをそのまま充てるのが妥当ではないかと考へております。

○大村委員 そういたしますと、こまかいことは政令にゆだねられていくようでありまして、この政令で、審議会の委員の定数とか選任の方法等は大体従来の方法を踏襲するといふふうに予想してよろしいと思ひますか。

○林説明員 現在のところは検討中でございまして、従来の方法といふのも、実はあまりつまびらかにはつかんではございせんが、手続選挙、本選挙といふような非常にむずかしい手続を経て選任をしておられるようであります。その辺は、それが非常に複雑であればより簡易な方法といふことも考へられると思ひますので、よくその辺の実情をつかまえた上で、政令で確定したいと思ひます。

○大村委員 関連しまして第二十條では「設置選挙の特例」で「自治大臣の指定する日」と読み替へるものとあります。八郎潟のような設置の例などもございまして、一体どのくらいの期間この特例をお考へなのか、お伺ひいたします。

○林説明員 それはまさに復帰後の復興の進捗ぐあいと旧島民の方々の帰島との関連でございまして、何年ぐらいたどのくらいの方が帰られるかといふことがいまちよつとつかみにくいと思ひますが、この立場といたしましては、一応相当数の島民が帰られて自治法上の自治村として完全な社

会形態がなされるときというのを考えておりますので、二年後になりますか、あるいは四年かかるか、その辺はちょっといまつかみかねております。

○大村委員 次に、法案の第三十一条で「国及び地方公共団体の施設等の供用」を掲げてありますが、当面どのようなものを予定しているか、自治省並びに大蔵省のお考えを伺います。

○林説明員 たとえば、いま米軍が使っております冷蔵庫がございいます。ああいう気候で食品その他の貯蔵には欠かすべからざるものでございいます。これを自衛隊ないしは新しい国の機関が引き継いだ場合には、そういうものの供用ということに考えております。

それから、水道や電気は大体復帰直後きわめて早い機会に村営あるいは東電のほうに移管してやるということになると思いますが、その前に経過の期間があるとすれば、これはこの間、この措置によりやられるというふうに考えております。

○大村委員 少し税の関係をお尋ねしたいと思ひます。

第八条第五号に「国税又は地方税に関する法令の適用についての経過措置に関する事項」という規定がございいます。住民の担税力も少ないので、本格的に復興するまではあまり税負担を過重に求めるべきではない、要するに経済の実情に応じた課税を、国税、地方税ともに行なうべきだと思ひますが、この点につきまして自治省並びに大蔵省の考え方を聞きたい。

○中橋説明員 現在までの調査によりますと、小笠原諸島におきましては、特別の税法が施行せられていないようございいます。わが国におきましての所得税に相当いたしますものが特例としてましてとられていた状況でございいます。月五ドル以上の所得を有する者は、その人的事情のいかんにかかわらず収入額の二割を納めるといふことになっておりまして、これが大体内地の所得税に当たるものだといふふうに考えられております。

ところで、そのほかの税法がございませんの

で、今回の復帰以後の措置につきましては、原則としていたしましては、復帰日におきまして現在内地に施行せられておる税法が適用になることにいたしましたと思つております。もっとも、それによりまして、所得税につきましては、現在及び今後におきます島民の所得の状況、それから現在の内地におきましての所得税に関する課税最低限等から考えますと、その所得税の負担をすべき人が出てくるとは思ひえないような事情でございいます。特に、本年途中で復帰しました以後につきまして初めて内地の所得税の対象課税所得が出るわけにございいますから、復帰いたしました本年においては、当然課税所得というものは半分くらいの金額になるものでございいますから、税額としてはそう出てこないといふふうに予測せられます。

それから、そのほかの間接税等につきましては法規定でございいますけれども、これを施行いたしますことによりまして、現在のところでは島内にそういう間接税の課税される物件を生産する事業所というものがございませんから、さしたるあたつての課税ということも起こつてこないように考えられております。もっとも、内地で現在施行せられております印紙税というものがございいます。これは私人間で取りかわされます一定の文書につきまして印紙税を納めるという制度になつておるのでございいますから、これを直ちに施行いたしますと、十分印紙税法について認識のない現在の島民に課税事態が起こつてくるということも予測せられるものでございいますから、これについては約半年くらい施行をすらしまして、その間に十分法律の趣旨を徹底いたしたいと思ひます。

それ以外については、大体復帰日以後のある一定の期間の猶予を置きまして、それぞれ青色申告に関する承認の手続でございいますとか、酒類販売業を行ないますところの免許に関する経過措置でございいますとか、あるいは貿易会社についての事業年度の届け出でございいますとか、そういうものについて猶予期間をもって申告をするような措置を経過措置として考えておる次第でございいます。

○首藤説明員 ただいま国の税法について御説明がございましたことと関連をいたすわけでございしますが、地方税法につきましても、小笠原諸島の復帰と同時に一応小笠原村の区域にこれを施行することといたしたいと思つておりますが、その施行に伴います経過措置について、国の税法の取り扱い等に準じた経過措置をやはり定めていく必要があろうかと思つております。

たとえて申し上げますと、法人の住民税、事業税等については法人税法の施行に関する経過規定に準ずるとか、あるいはたばこ消費税についてはたばこ専売法の暫定措置等の関係で経過措置等をきめましますとか、あるいは個人の住民税、事業税等につきましての課税標準となる所得をいつからのものにするかとか、そのようなものを考えておるわけでございいます。

○大村委員 税の關係は大体わかりましたが、特に自治省に要望しておきたいと思ひますが、固定資産税につきましては、土地の把握の問題、それから評価の問題、把握が非常に不十分じゃないかと思ひますので、そういう点は周到に慎重に進めていただきたいと思ひます。

なお、関連しまして、地方交付税の問題ですが、復帰しましたも当分は力がないのでありまして、相当内地からの援助がないと自治体も成り立たないし、住民の福祉も守れないと思ひるのでございいます。第三十二条に「負担金、補助金等の特例」規定もありませんから、こういう点を活用して、地元負担はなるべく少なく済ませるような方法を講ずべきであると思ひますが、それでもなおかつ負担が若干件うことも予想されますので、そういう場合には地方交付税制度の運用、普通交付税並びに特別交付税を含めての地方交付税の適切な運用が必要だと思ひます。この辺についての自治省のお考えを伺いたいと思ひます。

○首藤説明員 小笠原に関連いたします地方団体特に小笠原村につきましての財源措置につきましては、ただいま御指摘のありましたとおりにもも考えております。

いままでの例といたしましては、領土復帰に伴いますものにつきましては、奄美でございいますとか十島村の例がございいますし、それから新たに公有水面の埋め立てによつて誕生しました大潟村の特例等があるものでございいますが、そのようなものを十分参考にいたしまして、適切な財源措置を、交付税の配分を行なつていきたい、こう考えております。

その際、ただいま御指摘のありましたように、村の経常的な行政経費、これはもちろんでございしますが、復興等に関連をいたしまして生じます地元の負担ないしは特殊な事情によりまして行政経費、このようなものも十分算入がでますように努力をいたしまして、実情に合った財源措置につとめていきたい、こう思ひます。

○大村委員 きょうは農林省はお見えですか。――それではちょっとお尋ねします。

小笠原の産業の中心は、農業及び水産業が中心と認められますが、当面の法的及び実態面の施策をお尋ねしたいと思ひます。

○加藤（憲）政府委員 お答えいたします。

お話しのように、小笠原におきまます産業は、農業、水産業が中心であらうと思ひます。その意味で農業について十分考えていかなければならないわけでございいます。農業につきましては、先ほども触れましたように、現在の状態が非常に農地と認められないような状態になつておりまして、そのままだではもちろん農業経営を営んでいけるような状態ではございません。そういう意味で今後この点については十分配慮していかなければならぬわけでございいます。さしたるあたつて法的に問題になりまますのは、引き揚げ前に持つていた耕作権をどう処理するかといふことです。あの当時の耕作権を何らかの形で復帰の時点において措置をしなければならぬだろうといふふうに考えるわけでございいます。と申しますのは、旧島民が帰島しまして農業を営んでいくということになります。どうしても耕作権の問題が出てまいるからでございいます。戦前におきまして農家戸数の中でのいわずの自作、小作に当たる者が八〇何%にもなる状

態でございますので、そういう点を考えますと、やはり耕作権についての措置ということが当然必要になってまいります。そういう観点から、この法案におきまして、戦前の耕作権を一応何らかの形でといたしますが、結局賃借関係になるわけでございますが、その賃借関係になるように措置をとっているわけでございます。この法案におきまして設定される賃借関係は、この法案によって一応の保護措置をとっておりますので、そういう関係で、旧島民が帰島して農業を営むために開墾をした場合には、その関係については農地法の保護をしないので、この法律案によって保護していくという措置をとっているわけでございます。もちろんある一定の期間がたちますと、農地法も全面的に適用していく関係になります。そうした場合には、その時点における農地法の規定によってそれに適用するような措置がまたとられることになろうかと思ひます。耕作権につきましてはそういうことでございます。

それから水産関係におきましても、やはり引き揚げ後の状態は、まあ現島民がある程度の漁業を営んでいたわけでございますが、その二十年間にわたって非常に蓄積された資源がございますが、その資源が乱獲等によって枯渇するようにならないようにいたしませんと、現島民の生活にも響きます。また今後帰島する漁民の方々の漁業にも響いてまいるわけでございますので、その点に配慮いたしまして、この法案においては、そういう現島民及び旧島民の方々以外の人には漁業をすることを認めないという措置をとっております。法的にはそういう措置をとっておるわけでございますが、事実関係といたしまして、実際問題は、日本本土の漁船が以前にいわゆる領海侵犯というふうな状態になってアメリカ軍に逮捕されたという事態もございましたが、そういうようなことを考えまして、本土の漁船が復旧前において資源を荒らさないように措置をやはり考えていかなければならぬわけでございまして、その点につきまして、水産庁からすでに本土の漁民に対しては行政指導をいたしております。また同時に監視船を派遣いたしましてその監視をするように目下検討中でございます。

○大村委員 農業及び水産業についての当面の施策のあらましはわかりましたが、なお二、三点お尋ねしたいと思ひます。

ただいまお話しした農地の点であります。農地法は当面施行しないこととし、特別賃借権者による耕作着手をお考えのようでありましたが、相手方が確認できない場合にもすぐに着手できるものかどうか、この点を重ねてお尋ねいたします。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。

第十三条におきまして、いわゆる特別賃借権の設定と保護を加えておりますが、その中で新たに賃借権を設定する場合、これはこの二十年間に旧耕作権が消滅している場合でございますが、そういう場合には、借りていた人は賃借権の設定をし得る立場になるわけでございます。その場合に相手方がどこにいるかわからないという状態が当然出てまいりますので、その場合の措置といたしましては、第十三条の五項によりまして申し出にかえて公示をするという方向でその賃借権の設定をはかっているわけでございます。したがって、この賃借権が設定されるといふのはもちろんこの法律が施行されてから一年後からでございますので、その段階になりますと帰島の意思もはっきりしてまいりと思ひます。そういうことで、そういうのはっきり帰島の意思を持った方々にはこの五項によりて公示という方法で賃借権の設定をして開墾をしていただくというふうな考えておるわけでございます。

○大村委員 漁業の制限については参事官からあらまし御説明があったのでありますが、この法案の第十三条を見ますと「海域で農林省令で定めるもの」、あるいは第二項では「農林省令で定める者以外の者には、前項の許可をしない」といふことをいふ省令に大事なことがゆだねられているのであります。水産庁あるいは農林省の方がおられましたら、この辺の御方針を説明していただきたいと思います。

○岩本説明員 水産庁からお答え申し上げます。小笠原の漁業は、戦前も重要な産業でありました。戦後も重要な産業の一つになろうかと存じます。その資源の培養等、漁業の振興には一段と力を用いていきたいと考えております。漁業のやり方につきましては、戦後の空白によりましてどんな施設もあまり残っておりませんし、また漁業そのものもグアムの需要に限定されて少しかやっておりますので、それらの事情を勘案いたしまして、特に小笠原諸島周辺三海里の範囲内におきましてはみだりに関係のない方々が入り込んで資源を荒らすことのないように、それらの範囲を指定いたしまして制限禁止をやるつもりにしております。なお必要がありますれば、島と島との間で間隔が三海里以上あるというふうなところにつきましては、必要限度に及びまして、海域を指定して制限措置をとっていききたい、かように考えております。

○大村委員 いまの三海里の根拠ですが、ひとつ御説明願ひたい。

○岩本説明員 漁業の規制をやります場合に、必ずしも三海里にとらわれる必要はないと思ひますけれども、従来わが国の立場としまして領海三海里説をとってまいりました関係上、復旧前におきまして米軍との関係で、三海里は領海であるとして三海里の中に入つてはいけないという指導をいたしておりました。したがって、三海里以内におきましてはかなり資源も蓄積されておりますので、そういう諸般の事情を勘案いたしまして、必要な範囲の海域を指定したいと考えております。

○大村委員 時間がないので先に進めますが、ジャングルにおかれた島の農林業を開発するためには相当な建設資金を必要とすると考えられます。小笠原協会あたりの資料を見ても、関係の方々が制度金融、系統金融などの活用を強く要望されているのであります。現在、なお農協等が整備のされていない今日、そういう問題をいかにして進めたいか、ひとつ総合的な問題で参事官でも検討しようですから、お答えを願ひたい。

○結城説明員 小笠原の農業の開発につきましては、戦前との事情からいしても、当然投資産業にならうかと思ひます。農業を開発するにあたりまして現在いろいろ問題があるわけでございます。その一つには、あの地域は二十三年余りにわたって放置されておりました。御指摘のようにジャングル化しておりました。したがって、境界の画定あるいは権利の調整というものが非常に今後問題にならうかと思ひます。また当該地域は、わが国で侵入を防止いたしておりますいろいろな植物病害虫が多発をいたしておりますので、開発にあたりましてこれらの徹底した防除をする必要があらうかと思ひます。

第三点としましては、戦前と違ひまして、国内におきましてビニールハウス等の技術がかなり進歩いたしておりますので、これらと拮抗する農業経営というものを考えなければならぬと思ひます。これらに御指摘のように建設資金あるいは制度資金、系統資金というふうなものが多分に要らうかと思ひます。したがって、農業開発自体、ただいま申し上げましたようないろいろの問題点をまず技術的あるいは専門的に把握いたしまして、これらに対処するという前提におきまして、さらには帰島民の意識を十分に把握いたした上におきまして、農業だけの問題に限らず小笠原復興に関しましてあらゆる総合的な施策の一環として検討してまいらなければならぬというふうなことを思つておるわけでございまして、農協あるいは開発方式自体につきましても、これらの総合的な国の施策全体の中におきまして検討を慎重にしていきたいと思います。それに伴ひまして、所要の資金につきましては、それぞれ今後検討を進めてまいりたいというふうなことを考えております。

○大村委員 第三十二条の「負担金、補助金等の特例」であります。政令で特別の定めをすることができるとされておりますけれども、この特例のおもな対象はどんなものがあるのか、参事官にお伺いします。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。

この条項は奄美のときにもございまして、奄美のときには義務教育施設に関する国庫負担の特例が定められた例がございます。そういう例がございしますが、先ほどからいろいろ話が出ておりますように、小笠原諸島の現状が非常に特殊な状態になっておりますので、そういう点を考慮いたしまして、東京都、小笠原村が行なう事業に対して特別の負担、補助等を考えてまいりたいと思っております。

○大村委員 最後に副長官の所信をお尋ねいたしたいと思ひます。

長期的には復興法を確立すること、さしあたり問題としては帰島の促進とこれに伴う援護措置の問題、いろいろ財政、財源措置を伴う問題がたくさん予想されるわけでありまして、しっかりと見通しと計画を樹立するとともに、随時適切な援助措置の運用を行なうべきだと思ひますが、これについての副長官の所信をお尋ねいたします。

○八木政府委員 御指摘のとおり、また、たびたびお答えを申し上げておりますように、綿密なこの復興計画というものを立てて、それが早期に実現できるように財政的配慮をして、そうして帰島者並びに今後進出する人たちに喜んでもらえる、そういう態勢をつくるということが大事であるわけでありまして、今回の暫定措置法では、取り急ぎ現住民に対する措置並びに今後帰島する人たちに對する配慮というものに限定をいたしておりますけれども、最終的にはやはり復興計画、復興施策ということになってまいりたいと思ひますので、それらに對しましては、三十年近くの間あのようにプランクになっておる地帯でございますから、普通の事務的な感覚ではなくて、特別な配慮を加へ

て、これがひとつ万全を期するように仕向けていかなければならぬ、そういう気持ちで復興計画の策定につきましても十分配慮をし、それが実施についても、前向きでひとつこれを検討してまいりたいと思ひます。

○床次委員長 この際、連合審査会開会に関する件についておはかりいたします。

小笠原諸島の復興に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案につきまして、本日、地方行政委員会から連合審査会開会の申し入れがございました。この際この申し入れを受諾し、連合審査会を開会することにいたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○床次委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

なお、連合審査会は来たる十五日水曜日午後一時から開会することとし、先ほど委員長一任に決定いたしました参考人の意見聴取も行ないたいと思ひますので、さよう御了承願ひたいと思ひます。

暫時休憩いたします。

午後一時十四分休憩

午後三時二十七分開議

○床次委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。依田圭五君。

○依田委員 小笠原の暫定法に関連いたしまして、所管の方々に御質問申し上げます。

まず第一に、この法律の底を流れておる考え方といひますか、方法論といひますものは、まず父島を開発をして、それから順次時期を見て、様子を見て——實際問題としてはそうなる可能性があるわけでしょうけれども、母島、硫黄島のほうへいろいろの開発を及ぼしていこうという考え方、

俗に言へば父島重点主義といひますか、そういうような考え方が底に流れていると実は推測をいたすわけですか。しかし、帰島希望者にいたしまして、あるいはもうもろの権利関係にいたしまして、昭和十九年に戦争のために強制疎開になりました時点におきましては、三島の五カ村が同時に引き揚げておるわけですね。同時に引き揚げておるのだが、その復興計画なりあるいは帰島のいろいろな問題につきましては、まず父島をやる——母島は無人島だからやむを得ないという立場によつて、硫黄島もなかなか困難だといふので、まず父島をやつて、そうして順次やつていく、こういうわけなのです。戦前は七、八千人がおつたといふのですから、何千人かおられます膨大な帰島希望者で、そのうち約千二百人が八丈島におつたといふわけで、私も社会党の小笠原対策特別委員会の事務局長として八丈島に行きまして、公会堂などを借りまして、講演会あるいは何回かの座談会をやりましたが、その経過から見ても、まず母島へ帰りたいあるいは硫黄島へ帰りたい、こういう人がたくさんおるわけなんです。しかし、政府の暫定法の基本的な方法論は、まず父島をやつて、それから母島のほうに、あるいは硫黄島のほうに順次御希望に応じて措置いたしまして、う、こういうことなんです。私はその辺に——たとえば小笠原村を一村まず興す、それから戦前は五つあったわけですから、そういう点にいろいろのこまかな問題が、十九年の時点では同時であつた、しかし、それを戻す場合には、順次やつていくというギャップが私はあるんじゃないか、この考え方についてまず副長官にお聞きしたいと思ひます。

○八木政府委員 おっしゃるとおり、一視同仁、みんな一緒に帰れるようにすることがいいのでありまして、しかし、現実には二十年間のプランクの間にジャングル化して、人が住める態様ではない。直ちに帰れる場所とすれば父島である。そういう意味で、父島優先といふふうに結果的にはなつておると思ひますのでござい

ますが、それは、父島の完成を見て、そしてあとその他に移るということではなく、やはり過去もそうであつた、行政の中心でもあつたところでもあるわけですから、そういう意味で、父島の先行、しかし、あとを非常におくらすということではないのであつて、帰島される方々の数とか意識とかいふものを勘案しながら、それぞれの場所がその帰島態勢ができるようにしむけていくという責任は当然政府にあるわけでございますから、われわれとしては、そう長期的に全部に及ぼすというところではなくて、できるだけすみやかにそれらがそれぞれ住めるような態勢に持つていかなければならぬと思ひますが、取り急ぎの形として、御指摘のように、父島が一番最初になるというの

は、現在、あそこにあつて住んでおるといふ實際の上にそうならざるを得ないのではないかと、こゝ思つておるわけでありまして。

○依田委員 住んでおるのは父島なんです。母島は無人島なんです。しかし、この暫定法によつて、自分の故郷に帰つて、島の復興に協力したいという気持ち、念願を持つておる人は、母島にも硫黄島にもあるわけなんです。あるんでは農業の開発にしろ、そういう人たちの、ともかく、しばらく待つてくれ、父の人だけは帰つてくれ、それでとりあえずやつてくだされ、しかし、母と硫黄島の人はまだ困るから、しばらく内地のほうで、本土のほうで待機しておつてくれということに私はなるのではないかと思ひますので、その辺を一体どういうふう調整するので

○八木政府委員 母島出身者あるいは硫黄島出身者は、復興計画で帰れる態勢ができるまで内地で待つておつてくれといふふうには限定しておるわけではないわけでありまして、もちろん、帰島意思が強く、とりあえず父島にでもその一歩を印したい、こういう方々に対しては、それ相應の対策を立てることは当然でございます。しかし、帰れるということは生活ができるということではない

ならぬわけでありまして、生活ができるようにするために、ジャングル化しておるころの復興には、父島よりはおくれざるを得ない。そういっておくれだけの間は、ひとつ八丈島で待機していただくか、あるいは父島で待機していただくか、そういうことは、やはりやむを得ざる措置として認めざるを得ないのじゃないかと思ひます。

○依田委員 ここに母島の帰島希望者の希望率七八〇、千三百五十九、これは、回答者の中の数ですから、数は非常に少なくなっておりますが、その他硫黄島にも七九〇もあるわけですね。北村には八〇〇もある。こういう膨大な旧島民の帰島の希望率。こういう人たちに對して、現実はまだ船便がないとか、あるいは港灣施設が不十分であるから、とりあえず皆さんは父島で待機してくれ、宿屋かどこかでとまって待つておつてくれ、こういうような措置、しかも、漁業権その他が一年以内は一応その権利を認めるとか、いろいろ法律の随所に規定をされておるわけです。あるいは、あとで聞きますが、借地権の問題につきましても、非常に不確定な規定のしかたしか、むしろ規定がないようなことを私は心配しておるのです。

この質問に関連して聞いていきますが、どうも父島の重点方式なるものが、三島同時開発方式か何か、名前のつけ方はいろいろあると思うのですが、同時に引き揚げておいて、そうして現地に復帰させる場合には、あるいは島を返してもらつたときには別々だということに、昔ありました漁業権、何種類も、また、幾つもの組合員がございましてこれらに對する扱い、あるいは借地人、小作権、そういった、特に母島などは非常に農業の活動なところなんで、これらに對する小作権の保護なんかは、申し出期間あるいは時効あるいはその扱いの権利の放棄をさせられる法定の期間、私はいまここで個々の問題を詰めるゆとりはありませんが、何か無理があるのじゃないか。それから、母島と硫黄島に関連して、役所が何か特別扱いをするような措置をしてやらぬとならないものが出てきやせぬかということに非常に心配するのです。

が、重ねてひとつ御答弁願ひたいと思ひます。

○八木政府委員 ことが足らなかつたかも知れませんが、決して父島優先、母島、硫黄島はあとでよろしいという考え方を持っておるわけではありませぬ。先ほど来申し上げておるようには、物理的にそうならざるを得ないような現在の環境が、そうなるから、だから、父島ならいま直ちにでも帰つて何らかの生活ができる基盤というものがあつて、そういう意味で、父島に帰ることが優先されるように、そういうふうな印象づけられると思ひますけれども、しかし、今後のこの小笠原諸島における生活の態様というものを考える場合に、午前中にも御議論がありましたように、主としてやはり水産業というものが一番に重視される、次いで農業だ、最後にやはり観光だ、こういったようなことになるのじゃないかと考えます。そういうふうな場合に、水産業については、たとえば母島でやるんだ、しかし、母島には生活環境としてまだ完備しておるものがないが、しかし、ベースキャンプを張つてもひとつ直ちにやるといふような意欲のある帰島者の方々が、おありになるならば、もちろんそれに対応できるような準備というものを急いでやる、そういう心がまえについては、決して母島をあとにする、硫黄島をあとにするとは、決して母島をあとにする、ただ、しかし、われわれとすれば、帰れるようにして帰して差し上げるということが一番望ましい姿だ、そういう意味では、やはり一歩おくれざるを得ない、そういう現実論を申し上げたので、意欲の面では、同じ扱いにいたしたい、こう思つております。

○依田委員 それじゃ、それに関連して、何か最初の方法論から私はだいたい心配をしておるのですが、具体的な問題を言いますと、たとえば農業については、たゞさんの防疫関係の仕事があるわけですが、推定数十億といわれるようですが、これは農林省に聞きたいのですが、たとえばミカンコミバエとかアフリカマイマイとか非常にむずかしい害虫が、この害虫の駆除の方法がいま

問題になっておる。飛行機の上から駆除するか、あるいはキジやその他の天敵を利用するか、あるいは穴をあけてやていくのか、その期間、費用、それから、それをやらない間は、この作物をつくるわけにはいかぬし、つくつた作物をよそへ持つていくわけにはいかぬし、若干グラムから来てすでに問題になっておる。この前も農林省の調査団では、ほとんど話にならぬようにたゞさんの害虫が集つて、調査の結果、とれるという状態になると、この膨大な予算と扱い、それから期間、——私は、一年も二年もかかるのじゃないかと思ふのですが、そういうようなことを、一番条件の整つた母島の農業の開発に對して、よほど急ピッチに扱つてもらはないと、母島の農業の小作権者は、地主も小作権者も含めて、これまたいふ帰れるか。父島に行つたつてだめなんですから、母島に行かなければだめなんですから、その間に對する交通の方法もないし、どうしようもない。

ですから、ここでひとつ聞きたいのは、農林省に、その農業の防疫関係を一体いつやるかという点が一点と、それから、復興計画、これは一番最後に聞かなければならぬ復興計画ですが、これまたいつごろまでに国会に、どの程度の規模で提案するか。この八〇〇もある帰島希望率の中から御希望に沿うように扱っていくか、その辺を大まかに、これは最後の質問になるわけなんです、これを最初に聞いておきたい、いづれそのうちに何とか順次やていきます、現在あれば、——あれば希望に應ずるといつたつて、あるかないか、八〇〇もあるのですから、ばくは常識的にあると思うのです。あれば、それに対する措置を考えていた方がいい、それを法律の中に盛り込むなりあるいは行政指導の中に見込んでおくなりしておいていただきたいわけですよ。だから、防疫と、それからもう一つは復興計画のアウトラインについて、時期その他予算の捻出のしかたについて、お聞きしたいと思ひます。

植防の問題につきましてお答えいたしますと、ただいま御指摘のとおり、あの地域におきましては、わが国にいままで発生しておらない病害虫、たとえばミカンコミバエあるいはウリミバエあるいはアリモドクソウムシあるいはアフリカマイマイといふようなものがかなり発生しておる可能性が強いわけでございます、これに對する防疫の方策といふもの自体、いままで国内では経験をしておりません。したがって、したがって、現地におきまして技術的に詳細な調査をしなければ、実質どの程度の発生度合いなのか、あるいはそれに対応する防疫の方策はどういう方法をとるべきかといふようなことは、相当綿密な調査をしなければならぬと思つておるわけでございます。したがって、それを徹底的に防疫するということになりまして、お説のとおり、かなりの資金量が必要のじゃないかと思つておるわけでございます。その推定も現在はまだできないわけでございます。八丈島で昨年ネモグ線虫が発生した例があるわけでございますが、これにつきまして小規模の面積、温室でございますが、防疫をいたした際に、数千円といふかなりの金額を費しておるわけで、小笠原全島にわたりまして徹底的に防疫をするというふうになりますと、当然かなりの経費は伴うであろうと思つておるわけでございます。その防疫の実施時期をいつにするか、あるいはどれくらい期間が要するか、あるいはどういふ方法をとるかといふような問題につきましては、現在植物防疫関係の専門的な調査団が行つておりますので、それが帰りました、それで十分かどうか、これも約一カ月に満たない調査でございますので、十分かどうかはわかりませんが、その結果報告等を聞きまして慎重に對処してまいりたいといふふうに思つておるわけでございます。

○結城説明員 復興計画に關しましては、総理府

○八木政府委員 復興計画でございますが、たびたび申し上げておりますように、ただいま内地在住者の意識調査というものを進めております。

近々のうちにそれが集計できるといふかっこうになると思うのでありますが、われわれはその意識調査というものを一方に住民意思として十分に尊重しながら、またすでに一月の実態調査、その後各省が進めておる具体的調査、そういうものと並行いたしまして、できればことしの予算要求時期、いわゆる四十四年度の予算要求時期までに復興計画のいわゆる第一次五年計画といひますか、そういうものもひとつ策定をして、そして四十四年度予算から具体的に実施ができるような運びに持っていきたい、そういう心組でいま鋭意準備をしておるところでございます。

○依田委員 いま婦島希望者が錯綜してはいませんが、種々雑多な希望者があると私は思うのです。一つは旧島民で土地を持っておる人、一つは土地は持っているけれども婦島する意思はない、永住する意思はない、しかしまた永住しようにも、島の実情がわからないから、とりあえず一べん行って見てきたい、こういう人、それから利権婦島といひますか、全然関係ないけれども、何とかして利権だけでも留保しておこうとか、あわよくば観光地を買っておこうとか、観光資本あたりの進出との関係で、種々雑多なそういう情勢の中にあるわけですね。ですから、利権婦島者の分子と、法文の中にはどこにもないのですが、どういふように——たとえ一人でも二人でもないはずなんです、それを一体どういふように見分けてどういふように防止するか、同じ日本人ですから、全部国土復興の熱意に燃えて純真な気持ちで小笠原に対処するであろうことは想像にたかたないのですが、人間社会のことですから、なかなかむずかしい。

それからもう一つ、この法律のどこにも書いていないのですが、一べん帰って様子を見て、その実情を見てからいよいよ永住の気持ちを持って帰りたいという人に対する具体的な措置、これがな

いわけなんです。これは何か考えておりますか。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。利権婦島的な、そういうような関係をどういふように押えていくか、こういう問題でございますが、まず第一に、第十三条におきまして、いわゆる特別賃借権を設定するといふ関係になっておりますのは、これは農業をやるといふことを前提にして特別賃借権を設定しておりますので、昔たまたま耕作権を持っていたといふだけで、農業をやらないような方は、この特別賃借権の恩恵には浴さないわけでございます。そういう点で、これではもちろんこの権利を有するといふ形は出てまいらないと思ひます。むしろ第三十五条で土地の形質の変更等の制限の規定がございますが、これによりまして復興の円滑な、また計画的な遂行をするのに支障があるような、そういうものは、一応この制限規定で押えていきたいといふふうに考えておりますので、大体いまお話しのような点は問題がないのではないかとこのように考えております。ただ現状をよく見てから婦島の意思をはっきりさせたいといふ方につきましては、特にこの法律では規定がございせんが、しかし、先ほど申し上げました特別賃借権の設定の関係で申し上げますれば、この第十四条の二項におきまして、相当の期間を経過しても耕作をしないといふ場合にはこの賃借権は解除されると、こういうことになっておりまして、そういうような規定の裏面におきましては、そういう一度ちょっと帰つてみて、土地の事情その他をよく見きわめて、農業をやっているといふ自信を持つ期間は十分あり得るといふふうに考えております。

○依田委員 実は父島と母島あるいは硫黄島の開発の順序が三島同時でないといふところから来るいろいろの問題について、さつき農業の防疫関係の問題の展望を聞いたのですが、御答弁の内容が全然ないわけですね。これは日本国内でいままでも経験したことのない猛烈な害虫に対して、しかも何十億と推定される予算、これをしなければ小笠原の農業の問題は取り上げられない、こういうと

きに、何回も行かれておるわけですから、しかも専門家がやっておるわけですから——私はこのことだけじゃないのですよ、母島や硫黄島の方々がよくあることを心配しておるのです。いま言ったように、利権婦島といひますか、観光資本、観光用地が何かのためにすぐ行動するような不心得な分子、そういうものに野放しに小笠原が置かれて、しかも政府の開発方式が、昭和十九年の同時に疎開した、同じような権利を持っている方々に對して、同じように現状が扱えないといふので、順序をつけてやっていく。それについては、防疫の問題につきましても、一体何十億もの予算をどこからいつ出して、どういう方法でやるのだ、これをもうちょっと詰めてこの席で答えをもらわねと、いづれそのうち慎重審議でやりますなといふことじゃ、母島や硫黄島に農地を持っている婦島農民は困るのですよ。目安を立てなくちゃならぬわけですよ。一緒にやってくれるならいいですけども、母島のように、天幕や何かを張って希望者を募つて、硫黄島でも同じように募つて、現状はこのとおりでございます、あきらめてください、このようにたいへんな荒れた土地なんですといふのなら話もわかりますが、父島の農民はほとんどんやうやっていくけれども、母島や硫黄島のほうはあと回しだ、とりあえず父島の知り合いにでもちよつと泊つていて時期を見てくださいといふやうなことでは、たとえ、そのために被害を受ける人がたとえ一人でも二人でもあつては事は重大であるとは考えざるを得ないので、農林省のほうで、これは一例として害虫の駆除についてもう少し内容のある御答弁を聞かしてもらいたい。

○加藤(泰)政府委員 私からお答えさせていただきます。先ほど副長官からお話がありましたように、父島、母島、硫黄島につきましても開発の順序につきましまして、それそのものを別扱いするといふようなことではなく、父島自体、現在二見港が一応は使えるような状態でございます。そういうことで資材等を運搬するにはやはり父島を使わざるを得ないわけでございますので、父島にまずそういう労働力を一応確保するということが必要ではないか。もちろん母島を開発するにはその父島の労働力を活用するといふことが必要だといふふうに考えるわけでございます。計画の総合的といひますか、そういう観点から、いまの資材の運搬等の便のために父島を活用していこう、こういうことでございまして。そういうような関係で、各島についての開発の順序等につきましては、総合的な開発計画において、それはある意味ではそういう有機的な関連性を十分持たした形の計画を立てるといふことで先生の御指摘の点はカバーできるのじゃないかといふふうに考えております。

いまの植物防疫につきましましては、もちろん積極的に早期にやらなければならぬ問題だと思ひますが、母島に旧島民の方に帰つてもらつてといふことになりますと、それでは収入の問題がどうか、いろいろの問題が出てまいります。あるいは水の問題とか、あるいは電気の問題とか、そういうような問題が解決をいたしませんと、どうぞお帰りでございといふわけにもまいらないので、そういう意味では多少母島はおくれるかもしれないといふことを申し上げておるわけで、植物防疫のようない問題はそれとはやはり別個に考えていけるのではないかと。したがって、これはたぶん農林省もそう考へておるのだらうと思ひますけれども、植物防疫についてはできるだけ早くその対策を講ずるといふふうな考え方をいたしたいと思います。

○依田委員 長官にお聞きしたいのですが、実は昭和十九年に強制疎開になりましたときには、三つの島、たとえば漁業協同組合であれば五つ、村の数でいへば五カ村、これが同時に引き揚げられておるわけですね。しかも二十三年たつた今年、この七月一日であるかどうか知りませんが、法律のき次第これがいよいよ目の目を見るわけです。そのときには現状がそうだからやむを得ないとは私も考えますもの、まず父島に全力投球して、そして無人島である母島のほうへは順次順を追つてという、硫黄島もそうですね。だんだんにやって

おる土地、借りておる家——家じゃない、家はもう朽腐しておるわけですね。しかし土地は残っておるわけですね。この借地権の保護についてはどういふように規定されておりますか、この法律の中です。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。

宅地の借地権につきましては、特にこの法律は触れておりませんけれども、その点につきましては復興計画の一環として住宅対策は当然考えなければいかぬと思います。したがって、その対策の一環としてそれは考えていくべきものと考えております。

○依田委員 それは住宅対策でもって都営住宅なりあるいは国の住宅なりをつくっていただくのはけっこうなんです。店舗を持つておる人、商売でもやりたいという人、具体的には商売なんです、私の知っておる具体例は。ある商売なんです、商店を経営したい人、しかし土地は借りておったんで地主はこれに対して、昭和十九年には借りておった、期限があるかないか私も知りません、期限のある場合と期限のない場合に分けて、これが現在その借地権という権利の主張ができるのかどうか、これをひとつお答え願いたいと思うのです。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。

昔の賃借権は、昔というか、戦前あった賃借権は、大体農地の場合ですと、期間の定めのない賃借権が多かったと思います。その意味で現在も賃借権として存続しておるものが多いのではないかと、かりにそれが消えても、期間が経過して消えても、この法律では別の新しい賃借権として設定する、こういうふうなやつておるわけでございますが、宅地の場合には大体が期間の定めのある賃借権であろうと思います。そういうこととございまして、ほとんど契約期間は経過しておるということで、権利そのものは消滅しているものと考えておるわけでございます。

○依田委員 宅地の場合は期間の定めのある契約だなんていうことは、それはあなたの考えで

あって、町の実情はそんなのじゃないですよ。ほとんど借地借家法も知らずに、期間の定めのないほうが宅地の場合にはもうほとんど多いのです。現に私も家を借りておりますが、期間の定めのない契約をしてありますよ。そんなことはたくさんあるのです。けれども、たとえば期間の定めがあったとしても、二十三年間のうちにたぶんなくなったであろうという推定、そういう前提の立て方は少し無理があるのじゃないかと私は思う。では、二十三年間に消滅した、期間が経過したとしても、昭和十九年からことしまでの二十三年間、その間の経過を一体ネグってよろしいかどうかという問題。これは国家の国策の要請に応じて協力をして、元氣一ぱいに十九年時点ではやつておった者が、そして内地で苦しい生活をして、ようやくこのうれしいあれがきまったら、とたんに自分の土地はなくなってしまうのだ、こういうことはこれは自体も一つの問題なんです。これは期間の定めなき場合には、一体どういう救済方法があるか。これは明確にしていだかぬと思うのです。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。

ちよつとことが足らなかつたようでございますが、期間の定めのない契約は現在も生きておると思っております。

○依田委員 そうしますと、期間の定めなきものは現在でも生きておる、こういう理解に立つてよろしいですね、御答弁のように。

それではもう一つ、その間に期間が消滅したりした場合はどういふ扱いになるのですか。

○加藤(泰)政府委員 期間の定めのあるものにつきましては、これは当事者同士で定めた期間でございますので、その期間の経過によって契約関係はなくなると思っています。

○依田委員 昭和十九年から国の政策によって強制疎開をされたということについての救済はないのですか。

○加藤(泰)政府委員 先ほど農地のことについて申し上げましたのは、やはり小笠原の復興に一番重点的にやつていかなければならないのは農業で

あろう——もちろん水産もあるのでございますが、土地関係では農業であらうというふうな観点から、農業をやる旧島民の方にできるだけ早く帰つてもらつて、農業を興してもらいたいというふうな考えているわけでございます。そのために小笠原復興の一環として特に農業を重点的に考へて、その農業に関する旧権利については一応この法案のように、保護といひますか、新しい権利を設定していくということが、公共の福祉に適合するものとして考えて立案したわけでございます。が、宅地につきましては、先ほど私が申し上げましたように、住宅対策の一環として処理できる……(依田委員)店舗ですよと呼ぶ住宅対策の一環として、それも含めて処理できるというふうな考えでおりますので、そういう方法でこの問題は解決したいと思っております。

○依田委員 私が聞きするのには店舗あるいは住宅ですが、あなたの言うのは、お上が住宅をつくつてやる、そこへ入りなさいという意味の住宅なんです。しかし、そういうふうに、昭和十九年以前の居住者がそういう希望を持つかどうかかわらないのです。まず昭和十九年時点において、宅地、店舗の借地権を持つておる者の保護を一体どういふ形でもってこの法律が規定しておるのかという点なんです。それをお聞きしているのですよ。そのうち、あなたの御答弁の中から出てきたのは、期限なき借地権については現在も保護します、これからは保護していきま、借地権は認めいきますという点ですね。それが一点。

それからもう一つ、私があらためてお聞きしているのは、二十三年間に期間満了しました借地権についてはどういふ扱いをしますか、これをお聞きしているのですから、その点についてお答えを願いたいと思います。

○加藤(泰)政府委員 お答えがちよつと足らなかつたかもしれませんが、宅地の期間の定めのないものの考え方は、民法上の契約関係が依然として現在も続いているというふうな考えであるというこ

とを申し上げたわけで、この法律では特にそれに

ついて何らの規定をしてはいないわけでございます。現在の時点におきましてその契約関係が存続しているものについては、この法律では何ら触れていない。触れていないと同時に、われわれの解釈では民法上の契約関係は依然として生きているというふうな考えているわけでございます。期間の経過したものについては、それと同じような意味で何にも触れていないわけでございます。

○依田委員 いなから、どうして保護してやるのですか。自分の意思でもって引き揚げたわけじゃないのですよ。国策に沿って引き揚げたわけなんです。その人たちははっておいでいいのですか。ほかの人は漁業権でも何でも保護しておきながら、借地権者だけはあきらめてくれということですか。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。

先ほどお答えしたわけでございますが、その宅地関係につきましては、住宅対策の中でそれを処理していく予定であります。

○依田委員 本人の希望は、政府や都が建てた住宅に入るかどうか、そんなことはわからぬ。方角が悪かったり何かすると入らないのです。昔、自分がいた土地に家を建てたいのです。それが物理的にその土地がなくなつたり何かしたケース、これはケース・バイ・ケースで処理していただければいいのですが、現に母島は無入島です。しかし母島で店舗を借りて経営しておった人はおります。これに対して硫黄島や父島など、母島と全然関係のないところで国の住宅や都の住宅に入つてくれと言つたつて、入るかどうか、それはわかりません。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたしますが、私が先ほど申し上げましたのは、当事者間の契約関係でございますので、もちろん、もといたところにあつたため契約関係を結ばその宅地を使用することは可能なわけでございます。その点については自由当事者同士にまかしてあるわけでございます。どうしてもその契約関係が成立しない場合には、住宅対策の一環としてのその住宅に入

ていただくようにしたい、こういうふうに考えております。

○依田委員 この法律の保護の理論構成に少し飛躍というか、無理があるのじゃありませんか。農業権者、漁業権者あるいはその他の方々に対する同じような、質量ともに公平な対策を借地権者に対して与えてやらぬと、あなたがその人には家を建ててやりますと言つても、たゞその人が一人であらうが二人であらうが、私は量は問題でないと思うのです。こちらが家を建ててやるという事は関係ないのです、心がまえとしてはよろしいのですが、私は、旧島民の十九年時点における旧借地権の保護を一体どうしてやるのですかという事をお聞きしているものであつて、これは法務省もおいでになると思うのですが、どうか明確に御答弁をお願いしたいのですがね。

○住吉説明員 お答えいたします。依田先生のおっしゃる借地権でございますが、これは建物所有を目的とする賃借権または地上権を借地法では借地権と言つております。したがうして、建物が朽廃によつて滅失するとかあるいはその他の原因で消失するということになります。借地権は当然に消滅いたします。したがうして、戦前に建物所有のために他人の土地を借りていたとか、あるいはその土地の上に地上権を設定して、いまお話し、たとえば商店を経営していたという場合には、法律的には借地法上の借地権は消滅している、こう考えるのが正当であらうかと思ひます。

○依田委員 それは六法に書いてあるのですよ。それは一般的な場合なんですね。そうじゃなくて、これは国の施策によつて無理やりに疎開をさせられたものだから、そういう立場に立つて、漁業権にしても、あるいは現在現地にあり法定賃借権ですか、これだつてそういう意味でも無理に——地主もはつきり、内地におるでしよう。しかしアメリカとの生活の中でそこに賃借権をもちつた者は保護しようということがこの暫定法の中に出ておるわけでしょう。なぜ旧島民の

中で借地権者だけを規定からはずしておるのですか、これに対する保護措置をどこかにとつてないのですか、それをお聞きしているのですよ。あなたのおっしゃるの、これはもう日本人なら全部法律に従わなければならぬことなんですね。しかし、この人たちは特別な措置でもつて強制疎開させられたのです。その人に何らかの保護をしてやるのが当然じゃありませんか。そういう立場でこの法律は一貫しているのじゃありませんか。どうして借地権だけは除外するのですか。

○住吉説明員 農地につきましては、戦後自作農創設特別措置法を経由いたしまして、いわゆる農地解放ということが本土においても実施されております。ところが、宅地につきましては、宅地解放というやうなことが實際問題としては議論になりましてたけれども、結局本土においても宅地を解放するやうな施策は特段にとられておりません。ただ、たとえばある一都市が空襲によつて焼失するあるいは大火によつて焼失するやうな場合には、罹災都市借地借家臨時処理法という法律をもちまして、その地域の開発を借地人の手によつてやつていただくやうな思想から、いま申します借地法の特別法ができております。ところが、たとえば戦時中、間引き疎開といふか、大都市の一部に類焼を防止するために疎開を強制されたやうな方々——これは本土においでのことでございますが、そういう方々につきましてもその借地権の保護という事は特段の措置を講じておりません。そういう法体系のバランスからいいますと、いま御指摘の借地法の考え方自体でございますが、借地権をどう見るかというところから、おのずと農地とは違った扱いになるのじゃないだろうかと思ひます。

○中谷委員 法体系という事であれば、むしろ先ほど依田委員が何べんも繰り返して繰り返してお尋ねしているやうに、全部とにかく疎開をしてしまった。あなたがいきなりお尋ねした間引きではないわけなんですね。だとすると、法の考え方

らしいとすると、罹災都市借地借家臨時処理法の考え方に沿うべきである。だとするならば、先ほど言ったやうに、たとえばかなり繁華なところでお店を持つておつた、おそらく今度そういうところにお店ができるだろう、しかし建物心がならずも朽廃してしまつたために借地権が滅失したやうな場合には、特例法を設けて、処理法の考え方では借地権が生きておるのだというふうにしてやるべきではないかと。私はこれは全くの関連質問で一点だけでありませうけれども、あなたは法体系のたてまえからいっておかしいとおっしゃるが、法体系の考え方からいふならば、むしろ処理法の考え方の方が正しいのだ。これはむしろ政治の問題だ。あなた自身もあまり法律的にどうのこうのとがらぬほうがいいと思ふのです。法体系がどうのとかではなくて、これは政治の問題です、どう処理するかという問題だから。あなたがやうなふうにおつしやるなら、むしろ処理法の考え方が適用されるべきじゃないか、適用する事がむしろ正しいのだというふうには私はお答えいたしたい。そしてあと依田さんのほうから、ひとつ長官の御答弁を求めらるやうな質問を私はしていただきたい、こういうふうな考えです。

○住吉説明員 政策の問題ということでございまして、高度の政治的な判断が必要でございまして、したがうして私からお答えする筋合いじゃないかもしれないけれども、われわれ法律家といひますか、その面からだけ見ますと、いま御指摘のやうに、罹災都市借地借家臨時処理法の考え方を導入するやうな考え方もあるんじゃないかという事は、まことに御指摘のとおりでございます。しかし……(中谷委員)それ以上言わぬほうがいいです(と呼ぶ)はい、それじゃこれで終わります。

○依田委員 あるじゃないかとではなくて、罹災処理法のやうな法の理念を導入して——他のケースには導入してあるのですよ。特別扱いをしていふのですよ。これは長官からお聞きしたいのですが、その点をどういふやうな形でもつて保護してやるか、ひとつはつきりお答え願ひたいのです。

○田中國務大臣 法律理論の問題はなかなかむずかしいところがございますが、先ほど御質問にもありましたやうな同時開発の理念とか、また今後の開発のいろいろな基本的な方針の確立を待つて総合的にやるのかやうな場合には、いまお話ししたやうな旧借地権者の原権の第三者への対抗要件を強く主張といひますか、もちろんそれは調整を必要とするやうな面が多々出てくるのじゃないかと、まあ常識的でございまして、たとへば考えるのでございまして。そういう点は、たとえば総合事務所が設置されて、そして旧借地権者との間に、当面は現地の現住者との間の権利の調整の問題、さらにその後は帰島される方々の間の権利関係の調整の問題、それからいまお話ししたやうな第三者に対する対抗要件を持つておられるやうな旧借地権者の調整の問題、こういうやうな問題がやはり小笠原の今後の開発には一番むずかしい問題として最後まで残つてくるのじゃないかと考えられます。いまの御質問の骨子は、やうな場合に、たとえばこれを国が特定の価額でもつて買取して原権を提供するとか、いろいろな方法もいろいろは講じなければならぬのじゃないかと思ひます。私、法律の、しかも特に戦争中の疎開あるいは罹災等の借地借家法の中における特例法のやうなものはよく存じませうけれども、しかし今日の小笠原の開発という事を眼目に考えます場合には、どうしても旧借地権者との関係において調整を必要とする面が非常に多い。それから旧借地権者の権利をやはりある程度まで保護、保障する措置がいずれは根本的に考えらるべきではないか、こういうやうな政治家としての考えを持つております。

○依田委員 この問題は私もまだ十分納得できない。しかし同僚議員から、また専門家もおられますから、詰めをある程度やつていただきたいと思ひます。次に、先を急ぎますから簡単に御答へ願ひばけつこうなんです、小作権の問題です。これは第十三条の四項、「特別の理由がある場合でなけ

ない

ない

れば、「この「特別の理由」というのを政令で定めるのでありますが、これは一体どんな内容のものを考えておるか、一言聞きたいと思ひます。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。

政令で定める予定にしておりますのは、権利を放棄した場合とかあるいは解除事由があつて解除されたような場合、そういうようなことを考えております。

○依田委員 この土地の借地の問題は、實際は口約束が多くて、なかなか島における、實際の登記制度なんかもあつたでしょうけれども、その門滑にまんべんなくいつているわけじゃないと思ひます。口約束のようなことが多い。おそらく賃貸料、期間あるいは面積、そういう問題で地主と小作人との間、旧権利者との間になかなか話し合ひがまとまらない。こういうものをよほど保護してやらぬと、事實上この政令の内容が重大な内容を持つてくるのですが、これは全部解約されてしまひますね。キャンセルされてしまふと私は思ひます。ですから単に権利放棄、これはもう問題にならない。しかし権利を主張しながら条件が折り合ひない場合は、一体どういふように具体的にやつていくのか、政令内容をもう少し詰めてお答えを願ひたいと思ひます。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。

協議がととのわないうときは、実は第七項で東京都知事のあつせんを求めることができることになつております。もちろんあつせんのできない場合、その他のあれといたしまして、さらに第十五条で第十条を準用しておりますが、第十条によりまして、裁判所で非訟事件の手続によつて条件をきめる、こういうこととございまして、この協議がととのわないうことだけで特別賃借権を行使できないという事態にはならないわけでございます。

○依田委員 財政の面をちょっと聞きます。奄美大島の補助率というのは非常に高かつたのですが、離島振興法と奄美大島の補助率とを比較してみましたら、非常にたくさん差があるのです。た

とえば学校などの場合には二割くらい違うのです。十分の六・六が十分の八、やはりあらゆる点でもって奄美は優遇を受けておるわけです。今回小笠原の問題につきましては、おそらく東京都がやると思ひますが、これについての補助は、法律では三十何条に出ておるわけですね。第三十二条に「負担金、補助金等の特例」を定めております。この政令の内容またその考え方についてひとつ具体的に聞きたいと思ひます。奄美との関連、離島振興法も含めてですね。

○加藤(泰)政府委員 奄美のときに相当高率の補助をしておるわけでございますので、奄美と比較して奄美より低いような補助ということとは、まずちょっと小笠原の特殊事情から考えまして、そういうことは、こういうふうな考えでございまして、できるだけ小笠原の特殊事情を考えまして補助したい、そういうふうな思ひでございます。

○依田委員 そうしますと、公共事業関係は奄美の場合はほとんど一〇〇%ですね。それからその他の事業におきまして、土地改良あるいは文教施設関係、保健衛生関係は全部四分の三、文教は十分の九、それから林業関係も十分の八、大体倍ぐらゐの補助を出してあります。これはいまそれを下らざるということが御答弁にありました。そのとおりにお聞きしておきますから、ひとつしつかりやつていただきたいと思ひます。この質問を終わります。

次に、これは具体的な問題を少し伺ひたいのですが、時間がだんだん迫つてまいりましたので、急ぎます。

生活程度の維持の問題がいま現地で非常に問題になつておるのです。これは大体二百ドルくらいもらつておると言つておるのですが、これがきまりましたら、アメリカ軍のほうは全部離れるわけですね。そうしますと、内地から船でもつて持つていくという問題が一つある。この船の費用を一体どうするかという問題、まずこれをひとつ具体的ににお聞きしたいと思ひます。それから物質、これをどのような形でもつて補給するのか。それか

ら現地雇用関係、その収入をどのようにして保障するか、簡単にけつこうでございしますから、具体的に話してください。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。

船の問題につきましては、午前中にも御質問があつたわけでございますが、当分の間は、どうして国とかあるいは地方公共団体のいわゆる公船を利用して輸送せざるを得ないかと思ひます。しかしてできるだけ早く民間航路をつくるように運輸省で指導される予定になっておりますので、それが早く実現することを期待しておるわけでございます。収入の点につきましては、大体調査団の調査によりまして平均して百五十ドルくらいであるわけでございます。そういう収入が、もちろん復帰に伴ひましてアメリカ軍が引き揚げますれば、五十七名の方は一応失職ということになりますけれども、その五十七名のうちでフルタイムで働いておられた方は、大体三十名くらいであらうと思ひます。そういうことでございまして、あとの十七名はほかの仕事をかねてやられるとか、あるいは家庭の仕事をやらなつとめておられた方々であると思ひます。そういうことで、これにかゝるべき収入をどうするかという点につきましては、いろいろ職業指導等を今後積極的にやつていきたいと思ひますが、さしあたっては失業保険あるいは駐留軍の離職者対策の法律を一応準用していききたいと思ひますので、そういう手当て、就業指導等をやつて、できるだけ早く就職能力を持つようになりたいと思ひます。

なお、就業の機会につきましては、これも午前中お話がありましたけれども、政府及び地方公共団体その他の機関が、できるだけ職員その他に住民を使うという形で就職の機会を与え、また復興事業を遂行してまいります途上におきましては、もちろん労働力として希望する方にはその復興事業に参画していただく、こういうようなことで収入の点は考慮していきたいというふうに考えております。

○依田委員 だんだん話が小さくなつて恐縮なんです。二、三点です。

この船の予算がばかにならないのです。これをひとつ何とか具体的にお願ひしたいのと、それから現地の一つの消費者協同組合的なものだと思うのですが、B I T C というのがあるのです。このB I T C と物資を配給したりあるいはやつたりするので、これと内地のほうから持つていく——おそらく東京都が持つていくと思ひますが、どういふ形でか、民間のベースが確定するまでの間、相当補助してやらなければならぬと思ひますが、この調整の問題が実はあるのです。まず物価が全然違うのです。米は食糧法によつて現地まで持つていくからいいと思ひますが、その他のものは全部倍とか三倍とか、値段が違ふわけです。これについて、特に人件費は、現在国家公務員でも地方公務員でも連隔地手当が二五%ついておるのですが、二五%くらいじゃ話にも何にもならないわけです。極端に言つと、二〇〇%も三〇〇%もつけてやらぬと、とても向こうで生活ができません。その辺のことについて、法改正も関連してくるのですが、どういふように御指導になりますか。まだありますが、まずその三点ぐらゐをまとめてお聞きしたいと思ひます。

○加藤(泰)政府委員 現地の物価の問題につきましては、本土と連隔の地であるということから来るそういうマイナスの問題は、当分の間は、もちろん公船を使つて輸送せざるを得ない関係で、ある程度考慮できると思ひますが、今後民間航路ができましたら、その民間の船によつて輸送する段階になりました場合に、その運送料等につきましては、先生の御指摘の点も十分考慮して指導していただくようにしたい——これは運輸省で指導していただくことになるかと思ひますが、そういうふうな考えております。

それから連隔地手当の問題につきましては、先生の御意見について十分検討してみたいと思ひます。

○依田委員 最後に、母島は無人数島なのですが、この沖港に突堤ぐらゐはつくらぬと、まず行く

こともできないわけです。メートル当たり二百万としても、五十メートルで一億ぐらいの予算がすぐにかかってくるわけです。それから硫黄島の不発弾や遺骨、こういった問題をやるのにもすぐにお金がかかるわけですね。しかし、それをやらぬことには手も足も出ないわけです。

それから、これは運輸省の関係なんでしょうけれども、飛行場は七百メートルくらいしかなくて、いまは使えない。聞くとところによると、夜明山というところの近所につくるよりはるか方法がないということなのですが、これは推定十億も二十億もかかるだろう。これは復興計画の内容になつてくるかもしれないが、飛行場については復興計画ができるまでの間全然考えないのかどうか、それとも考えるのか、とりあえず父島の飛行場の小さいのを直して——これは現実には直して使うことはできないと私は思うのですが、それならば近所に応急の飛行場でもつくるのか、飛行場というものは復興段階が正式に発足するまでは全然考える余地がないというようにきめてかかるのか、これについてお答え願いたいと思います。

それからもう一つ、魚族の保護に関連いたしますが、東京都に漁業調整規則があつて、改正をしようとしておるのです。これを改めて小笠原までやるということになると、たいへんな仕事になるのですが、これは運輸省なり水産庁のほうで何か考へておるのかどうか。こういうことは国の費用で相当めんどうを見てやつてもおかしくないと思うのです。最初の船便の費用なんかと同じなんです、国費で見てやつてもおかしくないと思うのです、その点どうですか。

○梶田説明員 飛行場の件に關しましてお答え申し上げます。

私どもは、硫黄島並びに小笠原の父島に對しましては、先月末それぞれ調査団を派遣いたしました、現地の調査をいたしております。私どもの考え方といたしましては、ああいった非常に隔離された島でございますので、そういったところの民生の安定、開発という観点からは何とか飛行場を

設置いたしましたして、航空機による連絡というものが実現しなければいけないのではないかと、こういう考え方からいろいろ現在検討しているわけでございます。ただ、御指摘のように、現在あります飛行場は、父島の飛行場あと七百米メートルといわれておりますけれども、すでに両端が波浪のために破壊されております、現在の航空機の型式からいたしまして、なかなか適当な場所が見つからない。先ほどお話がありました夜明山周辺ではせいぜい千百メートルくらいの滑走路しかたれないのではなからうか、しかもそれをやり直すについては相当な経費がかかるということ、航空路のいろいろな形態がございますが、たとえば、硫黄島の現在あります三千メートルの飛行場との関連においてどういったコンバインの方法でやれば最も合理的な航空路の開設ができるかといった問題も含めまして、目下早急に検討いたしておる段階でございます。

○若本説明員 水産資源の保護と漁業取り締まりの問題についてお答え申し上げます。アメリカに施政権が移つております間の空白期間中にあまり漁業はなかつた關係で、小笠原周辺の三海里の範囲内は非常に魚族資源も回復、畜積されておると思ひます。したがひまして、これを大事にして今後小笠原諸島に帰つて漁業を営む人のために大事にとつておくことはきわめて重大な問題であらうかと思ひます。現在まだ施政権が向こうにあります關係で、小笠原周辺三海里には入れないことになっておるわけでございますが、アメリカのほうでもこの復旧期間近というところで取り締まりの手をゆるめる傾向がございます、不心得な者があらわれて三海里の中に入つてその資源を荒らすという傾向もなきにしもあらずという情勢でございますので、復旧前後を中心に、近く四百トン級の取り締まり船を派遣いたしました、復旧前後の当分の間はそれによつて取り締まり、魚族資源を保護するという体制を固めております。また、その点につきまして海上保安庁

なり東京都とも連絡を密にして万全を期したいと考えておりますが、将来の恒久的な対策につきましては、取り締まり船の建造等相当多額の経費がかかることでもございますし、財政当局との御相談も要することでございますので、復興計画の一環として十分検討してまいりたい、かように考えております。

○野村説明員 ただいま先生の御質問の中で港灣關係の御質問がございましたが、実は私海運局でございまして、港灣の事情につきましては詳しく存じませんが、運輸省で過般調査団を出しました中にも港灣局關係の専門家がございまして、ただいま調査をいたしておるところでございます。

それから、連絡の船の運輸の問題でございますが、私も復旧直後の復興期間中は復興關係の人員、資材の輸送ということが非常に大きな問題になつてくると思ひますが、これは総理府、自治省、東京都等とも連絡をとりまして、できるだけ国の船等を活用して、それによつて人員、物資の輸送に当たり、一段落いたしました普通の状態になりましてならば貨客船をもつてやることでございと思ひますけれども、また、事実やるようにというところで実は内々調査をやられておりますが、民間の船会社におきまして一定の条件のもとにやりたいという申し出を非公式にやられている会社もございまして、この点いま準備を進めているわけでございます。

○依田委員 一応質問を終わります。

○床次委員長 美濃政市君。

○美濃委員 まず最初にお尋ねしたいことは、土地の所在です。土地の所在が明確にされるのかどうか、そういう書類が確実に保存されておるのかどうか、それをお伺いしたい。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。

登記簿は焼失いたしておりますけれども、土地台帳とそれから公園はマイクロで一応保存されておりましたので、その復元によりまして帳簿的なものはある程度把握できるわけでございます。ただ、現地の状況が、何しろ二十年間放置されたといふことから、なかなかその境界がはっきりしないケースが多いのではないかとこのことを心配しているわけでございますが、調査団の調査によりまして、多少、何と云いますか、目じるしになるようなものもあるようでございます。そういうものも十分活用し、また旧島民の所有關係等も調査をいたしますので、そういうものを総合的に判断して、また場合によれば実測調査等もやつて、その境界を明確にするという方向で作業を進めていきたいといふふうに考えております。

○美濃委員 どうもちょっと答弁がはいまいのようでありまして、いわゆる登記簿は焼失したので、登記簿はない、で、普通行政上の土地台帳といふのは、いま固定資産税といつておりますが、当時ここを明け渡したときは特別税反別割りといつておつたのです、そういうものをかける行政上の土地台帳である。土地の所在を確認するといふことになると、登記簿は焼失しておるということになりますと、いわゆる法務局にある分筆図面といふものがなければ、そんな標識や何かで全部の、まあこの資料によると土地権利の所在というものがかなりの筆数に分かれておると思うのですが、それを間違ひなく法律上きちつとするというのは、やはり場合によつては実測でなくて、こういうふうになつておるときは、いわゆる境界を明らかにする測量調査をやつて、標識を打たなければ、島はほとんど原始林に返つておるというのでありますから、それをやるには、どうしても土地台帳についております分筆図面というものが喪失しておつた場合には、私はそんな行政上の土地台帳や何かで、まあ所有者面積はわかるでしょうけれども、土地の所在を明らかにするといふ方法に足るものではないと思ふのです。それはどうなつておりますか。

○加藤(泰)政府委員 登記簿は焼失しておりますけれども、土地台帳の付属地図といひますか、そういうものは存在しております。したがつて、それを基礎にして先ほど申し上げましたように旧島民の調査それから実測等を加味し、また現地にお

たしますが、まず第一点として今回の第十三条の

○加藤(泰)政府委員　お答えいたします。

でなくなつておる現況は、その原因は当該耕作者

上になれば大規模草地でやっている。この島の開

発はそういうものの考え方ではない、いわゆる旧自作農創設特別措置法では法律はなくなつておりませんが、あれば直ちに適用すべきです。現在私どもの考えからいくと、この島にあつた二ヘクタール余の農地というものは、農地として解釈すべきです。木がはえておるから山だという解釈ならば、この島に農業を復元しないという解釈ならば、その島に農業を復元するのです。この島をもとの農地に開発して農業に復元するのだというのであれば、それは法律上も農地として解釈すべきです。耕作の用に供せぬ、あるいはこの島におつた農民がみずからの意思で耕作を放棄したわけじゃないわけですから、木がはえておつてもジャングルになつておつても、返つてくると同時に農地として解釈をして、法律の適用をして開発を進めるといふのが当然だと私は思うのです。そうしないと、いまの時代に、そういうジャングルになつておるところを小作地で開発さすという進め方、賃借権利は小作地で、個人の努力で畑になつて、地価が上ればそれは全部地主の地価値上がりの所得が増大するといふ、そういう非近代的な姿勢でこの島を受け入れるといふこの第十三条は、根本的な誤りである。長官はどう考えますか。

○加藤(参)政府委員 私から答弁させていただきます。

現況が農地でないといふことは事実でございます。農地法のたてまえからいいますと、そういうところはもろもろ農地法の適用がないわけでございます。しかし先生の御指摘のように、この島が強制的な引き揚げで農地でなくなつたという事実は御指摘のとおりでございますので、その点を十分考慮して、そのやや中間的な措置といひますか、特別の賃借権を設定して、それを一方で保護しながらその開墾を促進してもらふ。その開墾の促進に際しましては、もちろんいろいろ政府のほうで援助をしていくことにならうかと思ひますが、そういうようなことで、現況は完全に農地ではない、したがつて農地法の適用はないけれども、

昔、農地であつて、しかも強制引き揚げによつて農地でなくなつたといふ事実を加味してこういう制度を考えたいわけでございますので、その点御了承願ひたいと思ひます。

○美濃委員 長官の見解はどうですか。そういう見解でよろしいのですか。

○田中國務大臣 これは非常にむづかしい根本問題がここには伏在しておると思ふのでありますけれども、ちよつと御質問の趣旨がどうもはつきりしません。反問をお許ししたくならぬ、小笠原がこういうふうな現状になつておる、終戦後二十年間で、まだ権利関係や事実問題として非常にこんとんとしておる状態、そこで、日本内地の場合には、国内では全部農地解放ということがすで行なわれておるのだから、小笠原の復興にあつては、まず旧地主の権利関係を国が一応買収なり何なりで撤除して、そうしていわゆる新耕作権を認めて、初めから、開発のときに自作農創設の、そういうラインでやるべきだといふ御質問のようによつて受け取つてよろしゅうございませうか。

○美濃委員 最終はそんなんです。

○田中國務大臣 それも確かに一つの考えと存じますが、いま担当官からの話でも、究極においてはそういうふうになる過程において、土地所有者権者の原権といふものを認めておるようによつて考えられますが、この担当の、農林省の担当官から、ちよつとこれを作案いたしました見解をまず聞いていただきますとどうございませう。

○小山説明員 戦争が全くなくて、あるいは占領といふ事態がなければ、当然小笠原にも農地改革が行なわれたであらうといふことは先生のおっしゃるとおりであらうと思ふのであります。そこで、直ちに農地法を適用して、そういう農地改革と同じような内容のことをやうていくといふことをかりに想定いたしますと、御承知のように、買取、売り渡しの制度で引き上げてそれをやるわけでございますが、旧自作農創設特別措置法にいたしましては、現行の農地法にいたしましては、地主といひますか、土地所有者が小作地を

持つてはいけないという制限がございますので、それを越えておりますと買取をする、今度売り渡しをするときには、その小作地において農業をやつておる小作人が、りっぱに農業をやつておるという事実を踏まえて、農地法の規定でいへば自作農として精進する見込みのある者に売り渡しをするといふことになるわけでございます。そういう方式で現状の小笠原に当てはめますと、現在農地法の状況になつておらない、小作人がそこにおいて現実に耕作を行なつておつて、その人であれば、農地をさへ売り渡せば自作農として精進する見込みがあるといふふうな個々のケースについて判断ができる、そういう現実がございませうので、直ちに直接的な買取、売り渡しという方法で、小笠原において農地改革式のことをやることはむづかしいわけでございます。私どもがそういう、先生のおっしゃるような趣旨のことを、どういふふうな手順でやれば終局において、そういうことができるであらうかといふことを考えますときに、ほんとうにその小作地をその耕作権を持つております人に売り渡しすれば、その人がほんとうにりっぱに自作農として精進してもらえるかどうか、その判断の問題になるわけでありませう。その認定が直にはできないものでありますから、今度の暫定措置法で、ともかく島に帰つてりっぱに農業をやろうといふ意思と能力のある方にとりあえず帰つてもらつて、開墾をしてみたらうて、農業をやつてもらつて、その現実をまずつくつていただいて、そのために必要な規定は、制限措置にしろ、緩和の措置にしろ、必要なものを全部手当てをいたしまして、そういう人たちにりっぱに農業をやつていただくという現実をつくつていただく。通常の農業経営がそういうふうになりして小笠原で一般的に行なわれるような時期になりましたら、直ちに農地法を適用する、こういう段取りを考えたいと思ひます。農地法を適用いたしますと、御承知のように不在地主は全く小作地の所有は認められませうし、それから在村にいても、東京都でございませうと、七ヘクタールという制限面積

がございませうので、それを越える小作地の所有があれば直ちに買取をして、りっぱにその農地について農業をやつておられる小作人にその土地を売り渡すといふ買取、売り渡しの規定が働いていくわけでございます。そういう途中の、暫定の経過的な手順を経ませんと、現在のように長い間のブランクがあつて、現況が農地でなくなつていくといふ事実があるものですから、買取、売り渡しといふことが、事務的に技術的に直接的にはできないといふこととございませう。

○美濃委員 いまの農地課長の見解は、農地法を適用して、現行法によつて買取、売り渡しをするといふが、この方法は私は二つの方法があると思ふのです。一つは、帰ると同時に、農地については、これは私の考えは、旧地主の権利を認めるには現況はどことも未墾地である、しかし、旧地主の権利も、未墾地にせしめたものは地主の意思で未墾地になつたわけじゃないのですから、これはやはり一括買取をして売り渡すすれば、開拓者をしてそれを畑にするといふ条件を付して入れるわけですね。入らなければ、その土地は再買取をするわけですね。間違ひは起きませうから。その方法が一つあります。それからもう一つの方法は、そういうことを言うならば、その中でしからば開墾に関する経費等は全額に近い国庫補助で進めるのですか。これは買取するといつても、畑になつてしまえば畑で買取するものでしょう。畑に変えてその上で買取するといふのであれば、地主はぬれ手でアワの恩恵をこうむりますね。それは国家のまゝ国営パイロット方式のようなことで、いまの時代ですば機械公園でも持つていて、国費で開墾をやつて、そして畑にして、それを、つくる農家の実態を見て買取して売り渡し。その間の経費は大幅に国庫で負担するといふのであれば、これは現実には帰つた農民の犠牲にならないからいいですけれども、そういうジャングルになつておる島へ農業をやろうといふ者を帰して、そして農民の

血とあぶらで畑にして、既墾地になれば農地として旧自作農特別措置法時代の原始取得価格で買収するわけにはいかぬでしょう、いかに現行の農地法を適用するとしても、評価額が変わっておりま

ろ先生の場合は、旧小作人にはそれが帰島の意思があろうがなからうが、耕作能力があろうがなからうが、義務的に売却しろ、こゝまでおっしゃっているようでもないように理解するのでござい

思うわけですね。国がいわゆる一定価格で買収して、入植して農業に精進する見込みのある者を入植せしめて農業開発をしていくということ、もう一つは、この第十三条でいく場合であつても、こ

います、一応農地解放であつても原権は認め、そうして今度はそれが、いま先生が言われるように一応適正な価格で――不当なままのあれじゃな

○田中国務大臣 先生のおっしゃいますことも、農地のほうを担当官の申ししておりますことも、思

○美濃委員 もちろん私も耕作の意欲があろうとなからうという考えではないのです。当然島に籍を持って、帰る者を優先しますけれども、開

○田中国務大臣 第十三条をこう規定いたしますことが、今後のそういう開墾の農政上の問題に

○田中国務大臣 それでは、中座をいたしますが、ただいま第十三条の問題はあくまでも暫

○田中国務大臣 先生のおっしゃいますことも、農地のほうを担当官の申ししておりますことも、思

○美濃委員 もちろん私も耕作の意欲があろうとなからうという考えではないのです。当然島に籍を持って、帰る者を優先しますけれども、開

○田中国務大臣 第十三条をこう規定いたしますことが、今後のそういう開墾の農政上の問題に

○田中国務大臣 それでは、中座をいたしますが、ただいま第十三条の問題はあくまでも暫

○田中国務大臣 先生のおっしゃいますことも、農地のほうを担当官の申ししておりますことも、思

○美濃委員 もちろん私も耕作の意欲があろうとなからうという考えではないのです。当然島に籍を持って、帰る者を優先しますけれども、開

○田中国務大臣 第十三条をこう規定いたしますことが、今後のそういう開墾の農政上の問題に

○田中国務大臣 それでは、中座をいたしますが、ただいま第十三条の問題はあくまでも暫

○田中国務大臣 先生のおっしゃいますことも、農地のほうを担当官の申ししておりますことも、思

○美濃委員 もちろん私も耕作の意欲があろうとなからうという考えではないのです。当然島に籍を持って、帰る者を優先しますけれども、開

○田中国務大臣 第十三条をこう規定いたしますことが、今後のそういう開墾の農政上の問題に

○田中国務大臣 それでは、中座をいたしますが、ただいま第十三条の問題はあくまでも暫

題でございますから、われわれ政府のほうも対策本部を中心に鋭意努力いたしますが、復興法の成立の計画の過程におきましては、ひとつどうぞ党派を超えて国家のために御支援と御協力をひいてお願いたします。

○床次委員長 中谷君。

○中谷委員 ちよつと参事官に私は資料要求をしておきたいと思ひます。

第十三条の關係ですが、事實關係が私には必ずしも明確になっておりませんので次回に質問いたしますから、明確にできる範囲でひとつ御準備をいただきますと思うのです。第十三条の法律のたてまえは、拝見をいたしますと、特別賃借権、そしてその特別賃借権は、第十三条第一項によって設定されたものと、そして現に基準日に存した耕作を目的とする賃借権で、この法律の施行の際存するものとの二つに相なるということになっています。

そこでまずそのあとのほうの、第一項により設定された賃借権でない、法律施行の際存しておいたところの賃借権、それが先ほどの参事官の御答弁では、期限の定めのないところの農地についてはその後段に当たるのだというふうなお話があったわけですが、しかし、そういうようなことがいわれる農地法の考え方からいって、未墾地あるいはジャングル化したというふうなところの關係において一体どうなるんだらうかという、私、疑問があるのです。これは農林省にお聞きすればすぐわかることなんですが、私が資料要求をいたしたいのは、現に存している賃借権——設定する賃借権でない、現に存している賃借権の内訳をひとつ明確にしていきたいと思います。すなわち永小作権、地上権そして期限の定めのないところのものがそれぞれに当たるのだということになると、これは私の一つの推定ですけども、おそらく期限の定めのないところの賃借権というものがほとんど大部分を占めておったのではないかと思う。そうすると第十三条の本来のいわゆる設定される賃借権というよりも、むしろ保護され検討されるべきは、期限の定め

めのない、現に存在しておると参事官のほうで答弁しておる賃借権についての保護規定が十分かどうか、これが一つ議論の対象になってくるだろうと思う。そうすると第十三条の法文を検討してみますと、設定された賃借権についての保護規定はかなり詳しくあるのですけれども、現に存在している賃借権についての保護規定については若干欠けている。むしろ非常な問題がある条文だと思ふのです。しかし事實關係が明確でないで、いわゆる現に存在している賃借権の内訳をひとつ次回までに明確にしていきたいと思います。その事實關係の上にのつて質問をしたいと思うのであります。この機会にひとつ資料要求をしておきます。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。

ただいまの御要求でございますが、現に存在している賃借権といふことが、耕作権の分類等につきましても、ちよつと資料が手に入らぬと考へられます。それで私先ほど申し上げました点を補足させていただきますと、本土の一般的な傾向をいたしまして、耕作を目的とする賃借権は、大体が期限の定めのないものが多かったというふうに判断しているわけでございます。そういう意味で、そういうところから類推いたしますれば、小笠原においてもそのほうが多かったのではないかとというふうに考へるわけでございます。

ただ先生の御指摘の、期限の定めのないもので現に存するものの保護規定が弱いのではないかと、こういう御指摘でございますが、新たに第十三条で設定いたします賃借権と同じ扱いにしているつもりでございます。

○中谷委員 資料要求が何か非常にやみくもの資料要求であつてはおかしいので、じゃ一点だけ、こういう点は御検討していただくということできひとつ指摘をしておきます。

第十四条の第二項、これはいわゆる設定された賃借権に関する規定でございますね。それでございませう。そうしてこの規定は相当の期間を経過しても、いわゆるその土地について耕作をしないときには、賃借権にかかる賃借の解除をするこ

とができるという規定です。逆に申しますと、こういう特別な事情なんだから、相当の期間は賃借しなくても解除できないんだという、むしろ賃借人を保護する規定だというふうにも私は理解できる、というふうに私は読んでいます。それは別として、そうすると従来から存しておいたところの賃借権、要するに期限の定めのない賃借権については、この第二項と同じような規定がないわけですね。そうすると、これが返還された、そうするといふゆる耕作しないというようなことになって、これは解除といったようなことになつてきた場合においては賃借権が設定されない、存在しておいたもののほうがかえつて保護されないという問題だつて出てくるのではないかと。また逆に言いますと、届け出をして賃借権を設定してもらつたほうが権利が明確になる。賃借権が自分はあるのだと思つておつた。そういうようなことであると思つていたけれども、實際所有者との間に紛争が生じた。賃料についての紛争の処理規定はあるけれども、賃借権の存否についての紛争の規定というのは一体この条文のどこに基づくのか、これは詳しくひとつ私次回にお尋ねをいたします。しかし私の資料要求というのは、そういう趣旨で資料を要求したということだけをひとつ申し上げておきます。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。第十四条第二項は、実は特別にこの法律によつて賃借権を設定したという事情から考へまして、特別の解除権をつけ加えたわけでありまして、したがつて、むしろそのほうが弱い、極端なことをいへばそういうことになると思ひます。

○床次委員長 今回は、来たる十四日火曜日開会することとし、本日は、これにて散会いたします。午後五時四十一分散会